

うるま市観光危機管理計画



令和4年3月

うるま市

目次

第1章 総則	1
1. はじめに	1
2. 観光危機管理計画について	2
(1) 計画の目的	2
(2) 本計画の位置付け	2
(3) 本計画の必要性	3
3. 「観光危機」及び「観光危機管理」とは	3
(1) 「観光危機」とは	3
(2) 「観光危機管理」とは	3
第2章 観光の現況と想定される観光危機及び課題	4
1. 本市における観光の現況	4
(1) うるま市観光の動向	4
(2) 主要観光資源・集客施設	6
2. 自然災害による被害想定	9
(1) 津波及び土砂災害	9
(2) 河川の浸水	10
(3) 液状化	11
3. 本市における主な災害履歴	12
4. 想定する観光危機	15
(1) 自然災害・危機	15
(2) 人為災害・危機	16
(3) 健康危機	17
(4) 環境危機	17
(5) 市外・県外で発生した災害・危機	18
(6) 関連する既存計画等	18
5. 本市における観光危機管理上の課題	25
第3章 基本方針と取り組むべき対応	26
1. 観光危機管理の基本方針	26
2. 取り組むべき対応	26
第4章 関係機関における対策	27
1. 平常時の減災対策 (Reduction)	27
(1) 情報伝達体制の整備や安全・安心・快適な観光地づくり	27
(2) 避難誘導標識、海拔表示、安全マップの設置促進等による安全対策の充実・強化	28

(3) 観光危機管理対策に関する知識等の普及・啓発	29
2. 危機対応への準備 (Readiness)	31
(1) 計画・対応マニュアル等の策定、危機対応・避難誘導訓練の継続的な実施.....	31
(2) 観光客や観光関連事業者に観光危機情報等を提供する体制強化.....	32
(3) 要支援観光客への情報発信	33
(4) 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水等の備蓄の充実・強化	34
3. 危機への対応 (Response)	36
(1) 避難情報の伝達及び避難誘導 (地震・津波への対応)	36
(2) 避難収容	38
(3) 帰宅困難者対策	39
(4) 被災した観光客の家族や関係者への対応	39
(5) 観光危機対応に関する関係機関や市民との合意形成、クライシス・コミュニケーションの推進	40
4. 危機からの回復 (Recovery)	41
(1) 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置 ..	41
(2) 観光産業の早期復興を図る施策等の企画・実施	41
(3) 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施	42
(4) 観光危機後の国内外への戦略的な情報発信等による風評被害対策	43
(5) 観光産業の早期復興・事業継続を図る緊急融資支援等の実施.....	43
(6) 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施.....	44
(7) 観光産業の復興に向けた域内需要喚起策等の実施.....	44
第5章 観光危機管理体制	45
1. 観光危機管理体制の考え方.....	45
(1) 本市の体制.....	45
(2) 観光関連団体、観光関連事業者の体制	45
(3) 国・県及び近隣市町村との連携.....	45
2. 本市における観光危機管理体制.....	45
3. 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置	47
(1) 観光危機管理体制の設置について	47
(2) 体制設置等の基準.....	49
(3) 体制設置までの流れ～イメージ図～	55
(4) フェーズごとの行動手順.....	56
(5) うるま市地域防災計画とうるま市観光危機管理計画における役割の整合性.....	56
第6章 計画の効果的な実現.....	57
資料編	58
参考資料	80

第1章 総則

1. はじめに

観光産業は、沖縄県のリーディング産業と位置付けされており、沖縄固有の魅力に満ちた自然的、文化的資源を有効に活用し、平成30年度には、沖縄県入域観光客数が1,000万人を超えており、本市においても世界遺産「勝連城跡」をはじめ、風光明媚な「海中道路」、伝統芸能「エイサー」、伝統文化「闘牛」等多様な観光資源に恵まれ、毎年多くの観光客が入域しており、域内消費拡大や観光収入の増加等による地域経済の活性化に大きく期待されている。

しかし、アメリカ同時多発テロや東日本大震災、さらに令和元年度から今なお続く新型コロナウイルス感染拡大により入域観光客数が減少に転じる等、観光経済は様々な事象に影響を受けやすい特徴を有している。

沖縄県においては、安全・安心で快適な観光地としての沖縄観光ブランドを構築し、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を図ることを目的に「沖縄県観光危機管理計画（平成27年3月）」を策定し、令和4年3月には、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、「第2次沖縄県観光危機管理計画」へ改定を予定している。

本市においても災害時における観光産業に負の影響を与える様々な危機への対応をまとめ、観光危機管理体制を構築し、役割等の明確化を図るため、「うるま市観光危機管理計画」を策定する。

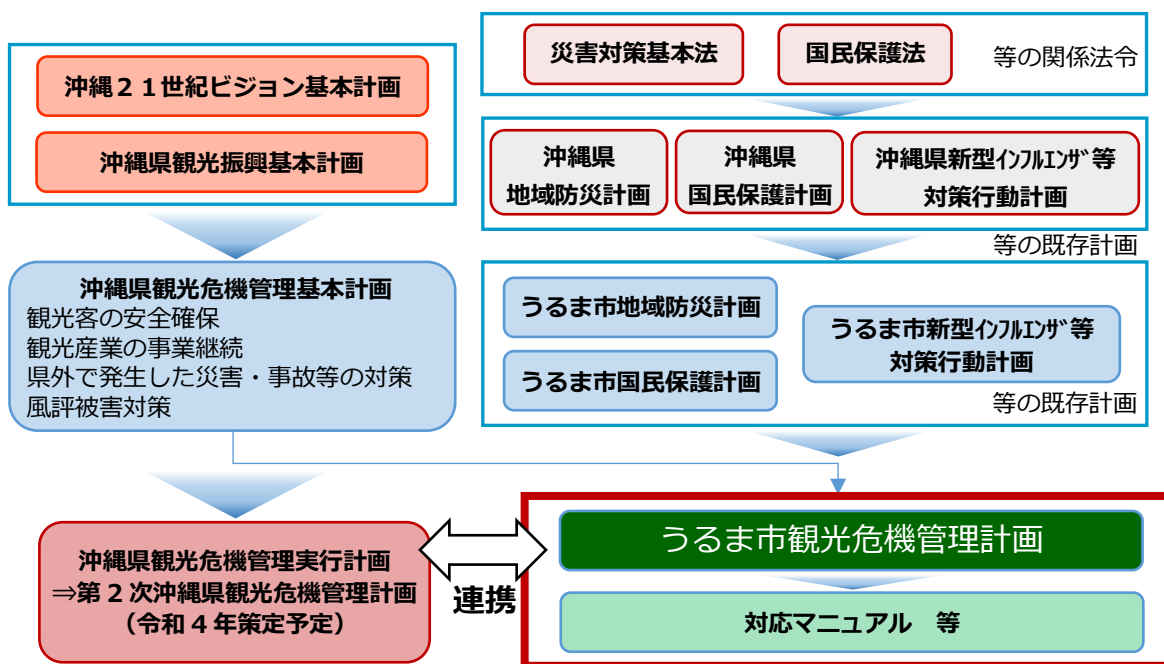
2. 観光危機管理計画について

(1) 計画の目的

観光産業に負の影響を与える災害や事故等の発生時において、土地に馴染みがなく、避難方法等も分からない観光客への対応や情報収集を迅速かつ適切に行うため、観光危機管理体制を構築するとともに災害後における観光産業への早期回復支援等を検討しておくことにより、観光客や観光関連事業所の被害を最小限に抑え、快適かつ安全に安心して過ごせる観光地の形成を図り、ひいては観光産業の持続的発展へ繋げることを目的とする。

(2) 本計画の位置付け

本計画では既存計画で定められている防災対策等を踏まえて、本市の観光分野に係る役割を明確化する。



(3)本計画の必要性

本市では、「うるま市地域防災計画」及び「うるま市新型インフルエンザ等対策行動計画」等を策定しており、有事の際は当該計画に合わせた行動が実行される。

しかし、既存の各計画の主な対象は地域住民であるため、次に示す観点から観光客の特性に合わせた計画を策定する必要がある。

1. 観光客は地域情報を十分に認知していない可能性があり、災害発生時にどの方向に逃げるべきかわからない。市内にいる多数の観光客の避難誘導が必要となる。
2. 災害発生時、観光客の安全を守るための連絡体制を構築する必要がある。
3. 道路や港湾周辺が被災した場合、市内(島内)に観光客が滞留することも予想される。観光客を安全に早期帰宅させる必要がある。
4. 観光に与える危機は自然災害だけではない。
5. 観光危機が発生した際、観光復興への対応が早期から必要である。
6. 風評被害への対応が必要である。
7. 観光危機発生時における観光客対応がうるま市観光、沖縄観光のイメージとなる。

3.「観光危機」及び「観光危機管理」とは

(1)「観光危機」とは

台風、地震、津波、航空機・船舶事故、石油コンビナート災害、感染症等の災害・事故等の発生により、本市に訪れている観光客や市内の観光産業に甚大な被害をもたらす、その発生から対応まで限られた時間と不確実な状況下で意思決定をしなければならない危機や風評被害等をいう。

風評被害については、被害の実態が無い、又は被害が小さく市内への影響が無かったにも関わらず、本市又は沖縄県全体が甚大な被害を受けているような情報が錯綜し、観光客の減少等が考えられる場合も含む。

(2)「観光危機管理」とは

本市に訪れている観光客や市内の観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいう。

第2章 観光の現況と想定される観光危機及び課題

1. 本市における観光の現況

(1) うるま市観光の動向

本市主要観光施設の令和2年度の来客者数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、世界遺産勝連城跡休憩所で68,269人、あやはし館で89,941人と前年度から減少した。



図-1 主要観光施設来客者数の推移

(出所) うるま市観光振興課資料

表-1 津堅島入域観光客数の推移

平成30年度(平成30年3月～平成31年2月)												
春			夏			秋			冬			計
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
1,642	2,035	2,272	1,167	1,942	3,552	2,328	1,442	1,033	1,015	995	1,462	20,885

令和元年度(平成31年3月～令和2年2月)												
春			夏			秋			冬			計
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
1,259	2,175	2,727	1,654	2,499	4,102	1,857	1,989	1,266	1,281	1,745	1,476	24,030

令和2年度(令和2年3月～令和3年2月)												
春			夏			秋			冬			計
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
1,650	1,047	599	982	1,857	722	1,243	1,248	1,388	1,079	892	1,453	14,160

(出所) うるま市観光振興課資料

(2)主要観光資源・集客施設

主要観光資源や集客が見込まれる施設は、市内全域に点在するとともに、各地域での集客を伴うイベントも数多くあることや中城湾港へのクルーズ船の寄港も想定され、また、修学旅行の受入も多いことから、大規模災害発生時には観光関連事業者が中心となり、観光客の避難誘導や避難状況の把握等を円滑に実施することが必要である。

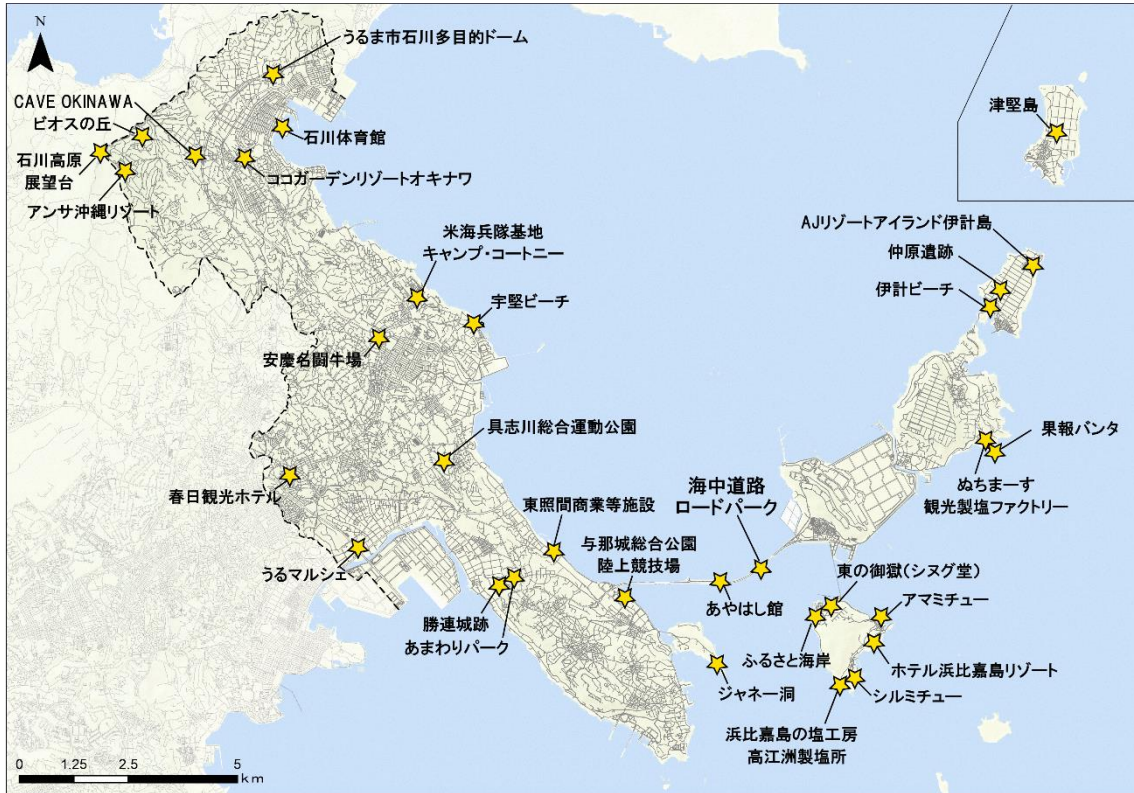


図-2 本市の主要観光資源・集客施設

表-2 本市の宿泊施設数（令和2年12月31日現在）

	軒数	客室数	収容人数
ホテル・旅館	17	585	1,701
民宿	16	88	285
ペンション・貸別荘	54	127	530
ドミトリー・ゲストハウス	13	34	122
団体経営施設	1	14	196
合計	101	848	2,834

（出所）沖縄県宿泊施設実態調査結果

表-3 本市の主要な観光イベント

開催時期	イベント名	開催場所	概要	参加人数等
3月	あやはし海中ロードレース大会	うるま市与那城総合公園陸上競技場(スタート・フィニッシュ)	ハーフマラソン(21.0975km) トリムマラソン(10km・3.8km)	参加人数 8,500人
5月、8月、 11月 (春、夏、秋)	全島闘牛大会	うるま市石川多目的ドーム	円形の闘牛場で牛同士を闘わせる競技	観客 約4,000人
6月	ハーリー大会	各地区(桃原、屋慶名、比嘉、伊計、浜、津堅、平敷屋、石川、平安座)	航海の安全や豊漁を祈願して行われる爬竜船競漕	
7月	あやはしトライアスロン大会	海中道路ロードパーク	一般個人の部・リレーの部(スイム1.5km、バイク40km、ラン10km)	参加人数 個人400人 リレー100組
9月	うるま市エイサーまつり	うるま市与那城総合公園陸上競技場	各地域の青年会による伝統エイサーの演舞	
10月	うるま祭り	うるま市具志川総合運動公園(メイン会場)、うるま市石川多目的ドーム(闘牛大会)	地域の伝統芸能、ステージイベント、闘牛大会、花火	
10月	全島獅子舞フェスティバル	うるま市安慶名闘牛場	沖縄の各地域で受け継がれる伝統ある獅子舞を披露	
11月	うるまシマダカラ芸術祭	うるま市島しょ地域 浜比嘉島 旧浜中学校(メイン会場)	現代アート、デザイン、食、工芸の芸術祭	
12月	うるま市産業まつり	うるま市石川庁舎周辺 及び石川体育館	うるま市の名産・特産品の展示販売、屋外ステージ	
12月	キャンプコートニー クリスマスフェスティバル	米海兵隊基地キャン プ・コートニー	米軍基地内で行われるクリスマスフェスティバル	

表-4 教育旅行受入調査結果

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受入件数	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	7
延べ人数	0	0	0	0	0	0	34	0	727	0	0	0	761
(内民泊件数)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
(内民泊延べ人数)	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0	0	0	98
令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受入件数	12	56	16	0	0	8	25	25	23	3	3	1	172
延べ人数	1,771	6,014	1,383	0	0	1,007	5,083	4,558	3,715	554	281	333	24,699
(内民泊件数)	6	29	5	0	0	0	8	9	13	0	0	0	70
(内民泊延べ人数)	1,098	3,059	467	0	0	0	3,200	3,180	2,538	0	0	0	13,542
平成30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
受入件数	10	48	19	0	0	3	23	26	20	7	6	0	161
延べ人数	1,451	5,518	1,744	0	0	196	4,772	5,379	3,472	1,809	682	0	25,023
(内民泊件数)	7	25	6	0	0	1	8	9	11	1	1	0	69
(内民泊延べ人数)	1,098	3,106	500	0	0	60	3,000	3,177	2,019	840	68	0	13,868

【調査対象団体】

株式会社ワールドツーリストうるま支店、合同会社禮之会、AJリゾートアイランド伊計島、ココガーデンリゾートオキナワ、ホテル浜比嘉リゾート、春日観光ホテル、アンサ沖縄リゾート

(出所) うるま市観光振興課資料

表-5 うるま市観光動向分析調査結果

【来訪者数】	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年と2021年の来訪者数を比較すると、うるま市全域（沖縄県民含む）では約5.8%減少している。 ・観光スポット別では、大半のスポットで2021年は減少しているが、「うるマルシェ」は約3.3%増加している。また、「世界遺産勝連城跡+あまわりパーク」はあまわりパークのオープン、「東照間商業等施設」はリニューアルオープンに伴い、2021年秋にコロナ禍ではあったが大きく来訪者をのぼしている。
【居住地構成】	<ul style="list-style-type: none"> ・うるま市全域では、沖縄県に次いで東京都、神奈川県、福岡県、大阪府などからの来訪が多くみられた。 ・いずれの観光スポットでも、2021年はコロナ禍により県をまたぐ移動から近場への外出に移行したことで、沖縄県内の来訪者が大きく増加したと考えられる。
【来訪時期・時間帶來訪者数】	<ul style="list-style-type: none"> ・うるま市全域では、2019年、2021年ともに12月が最も来訪者数が多くなった。時間帯別にみると、2019年、2021年ともに14時台に滞在者のピークをむかえる。 ・来訪時期は、観光スポットごとに来訪者が最も多い月が異なるなどそれぞれの特徴がみられたが、時間帯別の推移では、大半の観光スポットで11時~15時がピーク時間帯となった。
【旅程】	<ul style="list-style-type: none"> ・うるま市全域でみると、日帰りで来訪される人が約85%以上を占めた。観光スポット別にみると、「うるマルシェ」「石川多目的ドーム+石川運動広場」「東照間商業等施設」は日帰りでの旅程がほとんどであった。 ・うるま市全域でみると、宿泊を伴う来訪者は、通年では2019年は14.6%、2021年は9.5%。 ・宿泊の内訳でみると、大半の観光スポットで3泊以上の旅程が多い傾向がみられた。
【流入経路】	<ul style="list-style-type: none"> ・うるま市への主要流入経路としては、2019年、2021年ともに「i.県道85号沖縄環状線」からの流入が最も多く、通年では2019年18.6%、2021年では20.0%となった。
【周遊スポット】	<ul style="list-style-type: none"> ・2スポット以上周遊する来訪者は、通年では2019年は全体の9.2%、2021年は全体の7.5%であり、いずれも「海中道路ロードパーク」と「浜比嘉島」次いで「海中道路ロードパーク」と「伊計島」、「世界遺産勝連城跡+あまわりパーク」と「海中道路ロードパーク」の組み合わせが最も多く、「海中道路ロードパーク」を中心とした周遊が多くみられた。
【立ち寄りスポット】	<ul style="list-style-type: none"> ・うるま市外の立ち寄りスポットとしては、本島南部では、那覇市（国際通り周辺）、本島中部では、北谷町（アメリカンヴィレッジ周辺）、本島北部では、本部町（美ら海水族館周辺）への立ち寄り者数が最も多かった。

(内容引用) うるま市観光動向分析調査業務報告書 (概要版)

2. 自然災害による被害想定

(1) 津波及び土砂災害

「津波災害警戒区域」は、最大クラスの津波に対して津波被害を防止するため、警戒避難体制を整備することにより、住民等が平常時には通常の日常生活や経済社会活動を営みつつ、いざというときには津波から「逃げる」ことができるよう知事が指定する区域である。

最大クラスの津波とは、発生頻度は極めて低いが、発生した際には甚大な被害をもたらす津波である。沖縄県においては、琉球海溝側で八重山諸島南方沖地震（マグニチュード9.0）、沖縄本島南東沖地震（マグニチュード8.2）などを、沖縄トラフ側でマグニチュード8.1の地震などを想定している。

「土砂災害警戒区域」は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域である。

指定緊急避難場所等から離れている観光施設は、避難先や避難方法等の事前設定が必要である。

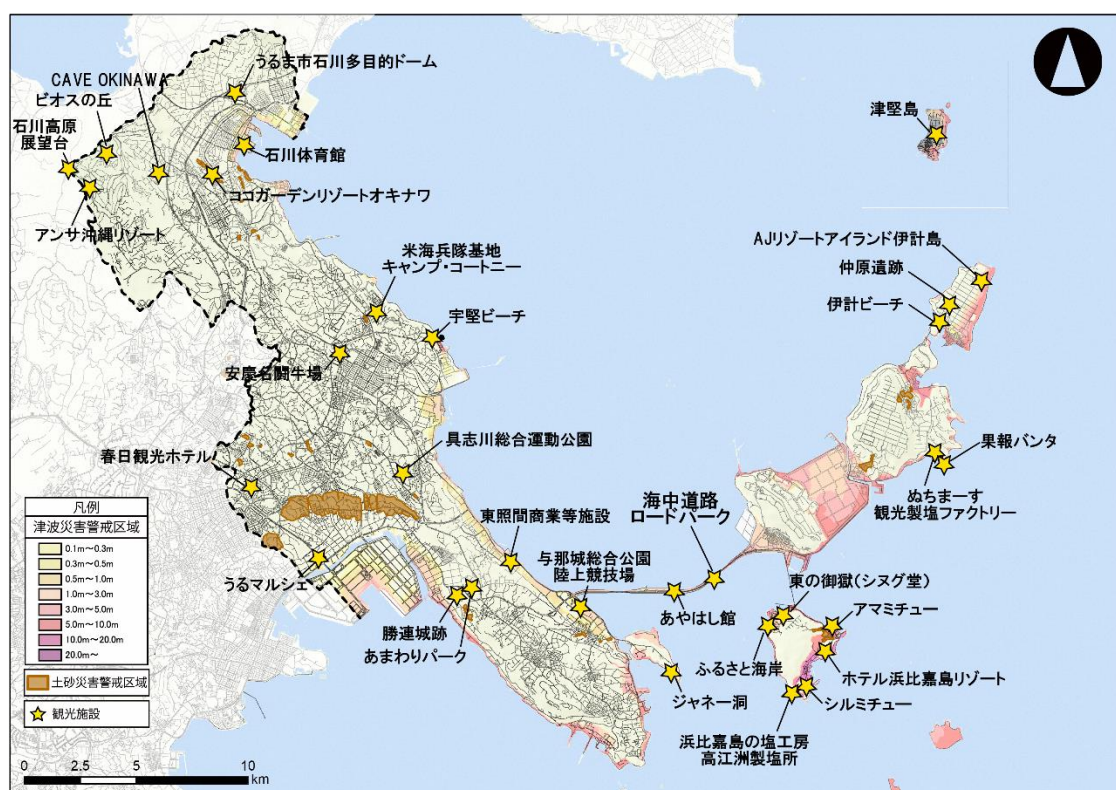


図-3 津波災害警戒区域及び土砂災害警戒区域

(出所) 沖縄地図情報システム

(2)河川の浸水

沖縄県は、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により当該河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測し、浸水した場合に想定される区域や水深を表示した「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域」を公表している。

本市を流れる2級河川の天願川については、浸水想定区域が指定されている。平成26年台風第8号では、天願川のはん濫による浸水被害が多数発生した。

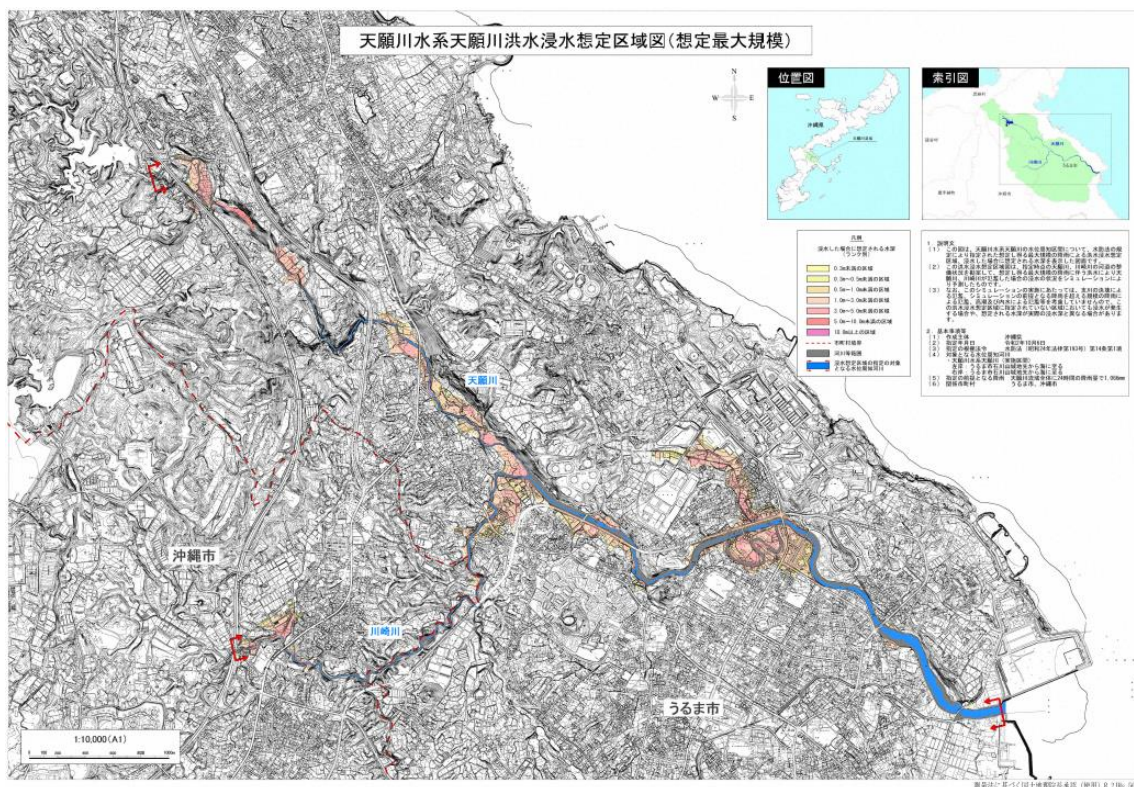


図-4 天願川水系天願川洪水浸水想定区域図

(出所) 沖縄県浸水想定区域図

(3)液状化

液状化とは、ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象のことである。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の小さい構造物（下水管等）が浮き上がったりする。

中城湾港新港地区、東海岸沿い、平敷屋漁港及び津堅港、離島を繋ぐ橋梁部分等は、液状化の危険度が「極めて高い」となっている。

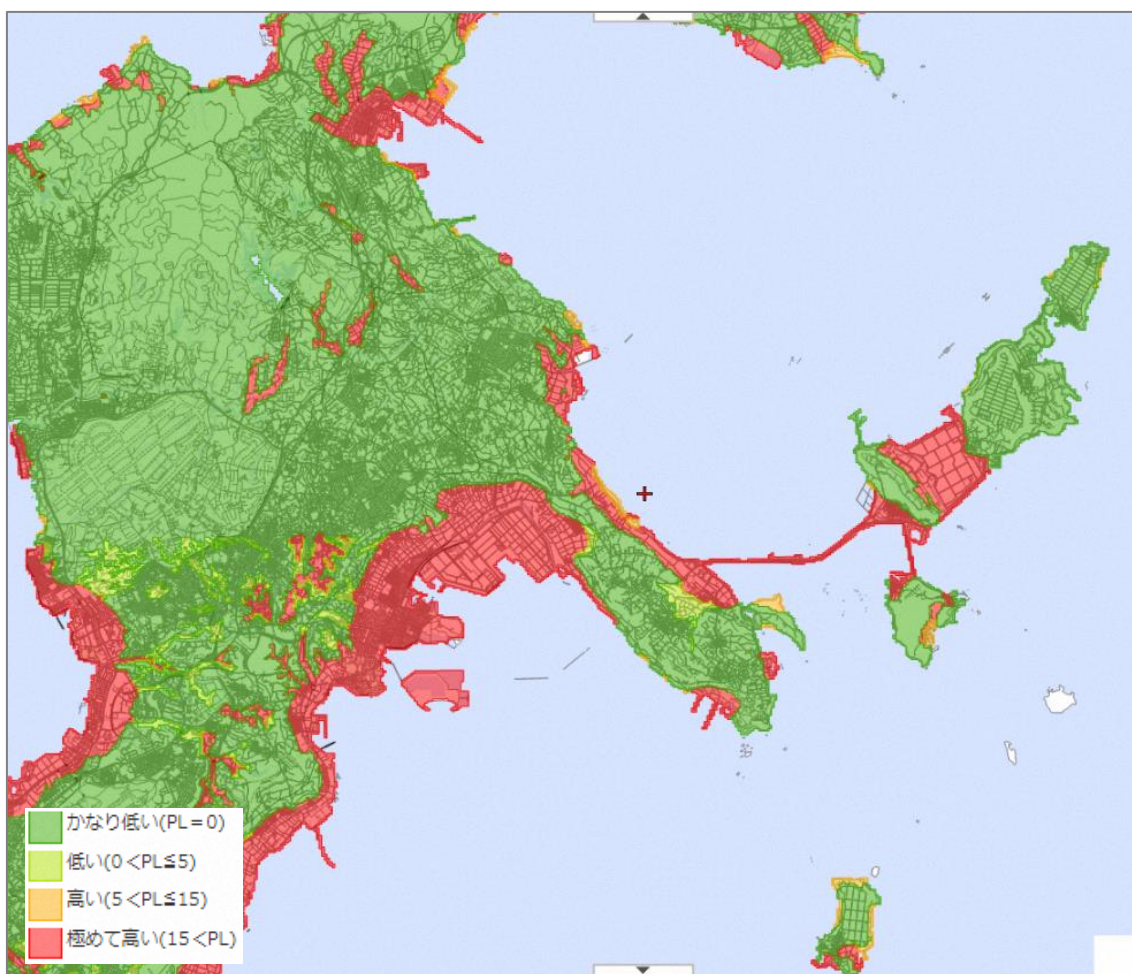


図-5 沖縄本島南東沖地震3連動液状化危険度分布図

(出所) 沖縄地図情報システム

3. 本市における主な災害履歴

	発 生 年 月 日	災 害 名 称	被 害 の 概 要	備 考
①	平成17年6月14日 ～17日	平成 17 年 6 月梅雨前線豪雨	床上浸水 7 棟 床下浸水 7 棟 土砂崩れ 12 箇所等	●浸水被害は主に天願川水系の氾濫による。
②	平成 18 年 5 月 25 日	平成 18 年 5 月豪雨	床上浸水1棟 床下浸水1棟 土砂崩れ 2 箇所等	
③	平成 18 年 6 月 10 日	平成 18 年 6 月長雨土砂災害	道路被害2箇所 土砂崩れ 7 箇所	●江洲の地すべりで一時7世帯21名に避難勧告を実施。
④	平成 18 年 7 月 8 日	平成 18 年台風第 3 号災害	住家一部破損2棟 公共施設等被害額4,700千円 農産被害額 1,226 千円	
⑤	平成 18 年 9 月 15 日	平成 18 年台風第 13 号災害	公共施設等被害額202千円 農産被害額 2,417 千円	
⑥	平成 19 年 3 月 15 日	大雨、洪水、竜巻による被害	住家一部破損1棟 非住家被害1箇所 農産被害 1,000 千円等	●本市ではダウンバーストによる被害とみられる。
⑦	平成 19 年 7 月 12 日	平成 19 年 7 月台風第 4 号災害	重傷者1名、軽傷者1名 住家全壊1棟、住家半壊6棟 住家一部破損22棟 床上浸水3棟、床下浸水3棟 非住家被害24箇所 船舶被害8隻 公共土木被害額32,500千円 公共施設等被害額9,425千円 農産被害額18,723千円 畜産被害額7,100千円 水産被害額 38,375 千円	
⑧	平成 19 年 7 月 14 日	大雨による災害	床上浸水1棟 床下浸水2棟 土砂崩れ 1 箇所	
⑨	平成 19 年 8 月 11 日 ～12 日	大雨による災害	床上浸水1棟 非住家被害2箇所 道路被害2箇所 土砂崩れ 1 箇所	
⑩	平成 22 年 2 月 27 日	沖縄本島近海を震源とする地震 時間:5時31分頃 津波警報:5 時 33 分頃	最大震度5弱(糸満市) うるま市は震度4 津波による被害は無し 勝連城跡で石垣の一部崩壊 住家一部破損 2 箇所	●沖縄本島で震度5弱の揺れは99年ぶり。
⑪	平成 22 年 2 月 28 日	南米チリ中部で発生した巨大地震による津波	人的・物的の被害無し	●沿岸地域及び河川付近の9,674世帯、25,088名に避難指示を発表。 ●避難所を市内15箇所に開設。(最大522名の避難を確認。)
⑫	平成22年5月15日 ～16 日	大雨による災害	道路被害1箇所 土砂崩れ等 9 箇所	
⑬	平成22年5月29日 ～30 日	大雨による災害	土砂崩れ等 9 箇所	
⑭	平成 22 年 8 月 27 日	大雨による災害	床上浸水6棟 床下浸水 1 棟	

	発 生 年 月 日	災 害 名 称	被 害 の 概 要	備 考
⑮	平成 23 年 5 月 28 日	平成 23 年台風第 2 号	負傷者5名 住家等被害10棟 土砂崩れ1箇所 農業被害額 344,912 千円	
⑯	平成 23 年 8 月 4 日	平成 23 年台風第 9 号	負傷者7名 床上浸水1棟 土砂崩れ4箇所 農業被害額 18,799 千円	
⑰	平成24年9月15日 ～16日	平成 24 年台風第 16 号	住家半壊1棟 床上浸水5棟 公共土木被害額20,000千円 農業被害額 22,066 千円	
⑱	平成24年9月28日 ～29日	平成 24 年台風第 17 号	重傷者2名、軽傷者6名 住家全壊5棟 住家半壊2棟 住家一部破損5棟 床上浸水1棟 公共土木被害額25,000千円 農業被害額 56,852 千円	
⑲	平成24年11月7日～	沖縄ターミナル(株)原油タンク浮屋根事故	TK-207タンクの浮屋根が沈降し、タンク内の原油がむき出しになった。	●島嶼地域をはじめ、広い範囲の地域において、長期にわたり臭気被害に見舞われた。
⑳	平成26年7月7日 ～8日	平成 26 年台風第 8 号	軽傷1名 住家半壊1棟 床上浸水25棟 床下浸水7棟 土砂崩れ16箇所 車両浸水被害31台 公共土木被害額2,632千円 公共施設被害額4,377千円 文教施設被害額9,855千円 水道施設被害額1,500千円 農産等被害額 11,138 千円	●台風では初めてとなる「暴風の特別警報」が発表された。 ●天願川のはん濫により、浸水被害が多数発生した。
㉑	平成26年10月10日 ～11日	平成 26 年台風第 19 号	重傷1名、軽傷3名 床上浸水6棟 床下浸水1棟 土砂崩れ2箇所 公共施設被害額1,576千円 農産等被害額 42,513 千円	
㉒	平成27年9月17日 ～18日	南米チリ中部沖で発生した巨大地震による津波 津波注意報		●予報区内で観測した津波の高さの最大：沖縄本島地方 11cm、宮古・八重山地方 13cm。
㉓	平成29年6月19日 ～20日	豪雨による災害	土砂災害 8件 冠水(道路・敷地) 18件 浸水(床下) 1件 その他 1件	
㉔	平成29年11月26日	海上への油流出	宮城島池味漁港で、5m×5m規模の油漏れ	
㉕	平成30年6月16日	大雨(土砂災害)、洪水、波浪警報 雷、強風注意報	擁壁倒壊(高さ約3.5m(最大箇所)×横約20m)	

	発生年月日	災害名称	被害の概要	備考
②⑥	平成30年9月28日 ～30日	平成30年台風第24号	家屋トタン損壊 1件 建物倒壊 1件 現場事務所が横転 1件 負傷者 1名 倒木 多数 土砂崩れ 1件 床下浸水 1件 自宅前が冠水 1件 その他 7件	
②⑦	平成30年10月4日 ～5日	平成30年台風第25号	人的被害 0件 住宅損壊等 1件 土砂災害 1件 その他(電線垂れ下がり) 1件 停電戸数 1,520戸	
②⑧	令和元年6月24日	大雨(土砂災害)警報 洪水、雷注意報	土砂災害 2件	
②⑨	令和元年9月21日	令和元年台風第17号	人的被害 2件 停電戸数 7,290戸 シャッター破損、窓ガラス破損	
③⑩	令和2年8月26日 ～28日	大雨(土砂災害)警報 土砂災害警戒情報(レベル4)	石川青少年の家ハイキングコースに崩落あり	
③⑪	令和2年8月31日	令和2年台風第9号 洪水、大雨(土砂災害)警報	停電戸数 1,980戸	

(出所) うるま市危機管理課資料

4. 想定する観光危機

本計画において想定する観光危機とは、本市の観光に直接的・間接的（風評被害を含む）に負の影響を与えると考えられる災害・危機をいう。

観光危機は様々な災害・危機が想定されるため、5つの種別（自然災害・危機、人為災害・危機、健康危機、環境危機、市外・県外で発生した災害・危機）に整理する。

市内観光関連施設の来場者数やイベント開催時の参加者数について、ピーク時の最大人数を想定し、その人数が滞在している時に災害や危機が発生しても対応できるように備えて、「想定外」を作らないことが重要である。

(1)自然災害・危機

地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）、自然災害による大規模停電等

【本市における想定事例】

分類	発生想定場所	例示事象
地震	沖縄県内	最大震度6強の地震が発生し、市内の収容観光施設も被害が多数発生する。
津波	市内沿岸部	地震発生後に来襲した津波により、行方不明者が多数発生し、海中道路が寸断される。
津波（地震の揺れを伴わない）	沖縄県内	遠方を震源とする地震により、各地で1mを超える津波を観測する。
台風	沖縄県内	大型で非常に強い台風による暴風雨が長期化し、市内宿泊施設にも観光客が滞留する。
洪水	うるま市内	大雨による洪水で、市内にいる観光客が足止め状態になる。
高潮	市内沿岸部	高潮により、市内沿岸部にある観光施設の大部分が浸水する。
土砂災害	うるま市内	大雨による土砂災害が発生し、付近にいた観光客が巻き込まれる。
竜巻	うるま市内	竜巻が発生し、住民及び観光客が多数負傷する。
自然災害による大規模停電	うるま市内	地震による大規模停電が長期間続き、観光客は情報入手困難となる。

(2)人為災害・危機

ホテル等の大規模火災、石油コンビナート災害、大規模交通事故、広範囲な通信障害、風評被害、原子力災害（原子力艦等）、不発弾事故、武力攻撃やテロ等

【本市における想定事例】

分類	発生想定場所	例示事象
大規模火災	市内ホテル	市内ホテルで大規模火災が発生し、宿泊者が負傷する。
石油コンビナート災害	平安座地区	ガスタンクの爆発・火災により、周辺にいた観光客も爆風圧の影響を受ける。
大規模交通事故	うるま市内	うるま市内で大規模交通事故が発生し、レンタカーを利用していた観光客も巻き込まれる。
広範囲な通信障害	沖縄県内	原因不明の通信障害により、沖縄県内において固定電話、携帯電話、インターネットが使用できなくなる。
風評被害	うるま市内	SNSでうるま市に関するデマが流れ、観光客が減少する。
原子力災害	ホワイト・ビーチ地区	ホワイト・ビーチ地区に寄港する原子力艦の事故により、観光客も放射性物質を被ばくする。
不発弾事故	うるま市内	不発弾による爆発事故で観光客が負傷する。
武力攻撃やテロ	主要観光施設	主要観光施設を狙った武力攻撃により、観光客が負傷する。

(3)健康危機

大規模食中毒、新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症含む）、有毒生物等の異常発生、豚コレラ等

【本市における想定事例】

分類	発生想定場所	例示事象
大規模食中毒	市内飲食店	市内飲食店で大規模食中毒が発生し、団体で訪れていた観光客が体調不良を訴える。
新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症含む）	うるま市内	市内で新型インフルエンザ等感染症が感染拡大し、うるま市への旅行自粛が相次ぐ。
有毒生物等の異常発生	市内ビーチ	市内ビーチで危険生物が大量発生し、入水制限がかかる。
豚コレラ	市内養豚農場	市内で豚コレラが確認され、健康被害への不安から観光客が減少する。

(4)環境危機

大気汚染、海洋汚染、海底火山噴火による軽石大量漂着・漂流等

【本市における想定事例】

分類	発生想定場所	例示事象
大気汚染	沖縄県内	中国大陸からの越境大気汚染の影響により、うるま市でも高い濃度値が観測される。観光客にも健康被害が続出する。
海洋汚染	市内周辺海域	船舶事故により石油が流出し、市内ビーチにも石油が漂着し、マリンレジャーが長期休業する。
海底火山噴火による軽石大量漂着	市内ビーチ	市内ビーチに軽石が大量に漂着し、海水浴客が激減する。

(5)市外・県外で発生した災害・危機

市外・県外で発生した(1)から(4)の災害・危機でうるま市観光に影響を与える観光危機、主要拠点発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦等

【本市における想定事例】

分類	発生想定場所	例示事象
市外・県外で発生した自然災害	沖縄県中南部	沖縄県北部で発生した自然災害により、県外では沖縄県全体が被害を受けたという情報が錯綜し、うるま市においても来訪自粛が相次ぐ。
主要拠点発着航空便の長期運航休止・減便	日本国内	主要拠点発着航空便が長期運航休止し、うるま市を訪れるインバウンドがゼロになる。
他国との外交摩擦	日本国内	他国との外交摩擦により、来日自粛が相次ぐ。

(6)関連する既存計画等

想定される観光危機と関連する既存計画等を次の通り整理した。既存計画等で対応が定められている場合は、既存の各計画に基づいて対応する。既存計画等で対応が定められていない場合は、本計画により対応する。

分類	関連する既存計画等
自然災害・危機	沖縄県地域防災計画 うるま市地域防災計画 等
人為災害・危機	沖縄県国民保護計画 うるま市国民保護計画 等
健康危機	沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画 うるま市新型インフルエンザ等対策行動計画 新型インフルエンザ等対策のためのBCP（業務継続計画） 新型コロナウイルス対策室の設置 等
環境危機	微小粒子状物質（PM2.5）に関する対応マニュアル 光化学オキシダントに関する対応マニュアル 等
市外・県外で発生した災害・危機	沖縄県観光危機管理基本計画 沖縄県観光危機管理実行計画 第2次沖縄県観光危機管理計画（令和4年策定予定） 等

特に関連性の強い本市策定の既存計画については、次頁より関連する箇所等について整理する。

■うるま市地域防災計画

本市は平成 27 年、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づいて、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とし、『うるま市地域防災計画』を策定している。

同防災計画において、災害時における業務については、主に「初動期」「応急対策期」「復旧・復興期」の 3 つに分類され、具体的な内容については、以下の通りである。

活動期別	活動内容等
初動期	発災後から 3 日の間に実施する活動である。 そのなかでも発災から数時間のうちに実施する活動は、主に関係職員の非常招集、被害状況の収集・把握、消防、救急・救助活動の展開、市民への災害情報の伝達などとする。 その後、前述の活動に加え、対策本部会議の開催、避難所の設置や食料・飲料水等の調達配給、安否情報の確認整理など、主に被災者の救助・救援に重点を置いた活動を展開する。
応急対策期	発災後、概ね 4 日～14 日の間に実施する活動である。 初動期の活動に加え、被害調査、避難所の運営、被災者の救援、食料や飲料水・生活必需品等の調達・配給、建物の応急危険度判定の開始、行方不明者の搜索、重要公共施設の応急復旧等が応急対策期の主な活動となる。
復旧・復興期	発災後、概ね 15 日以降に実施する活動である。 主に本部会議の開催、避難所の運営、家屋等被災調査及び罹災証明の発行、公共施設の復旧、仮設住宅等の建設確保、防疫、災害ゴミ対策、被災者の復興・生活再建などの支援対策が復旧・復興期の活動となる。

(出所) うるま市地域防災計画 地震・津波編-64

同防災計画において、災害時における主な業務等を示した事務分掌が定められている。関連する具体的な内容は、以下の通りである。

班別		事 務 分 掌			配備要員数		
					警戒 配備	第一 配備	第二 配備
部	班	初 動 期	応 急 対 策 期	復 旧 復 興 期			
経済対策部	農政班	① 部内の連絡調整に関する事 ② 避難所の設置運営に関する事 ③ 他班の協力支援に関する事	初動期の活動に加え、 ④ 農作物等の被害の把握に関する事 ⑤ 農業関係機関との連絡調整に関する事	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑥ 農作物等の被害に関するり災証明等の発行に関する事 ⑦ 農業の災害関連融資に関する事 ⑧ 農業復興支援に関する事	4	職員 の半 数	全 職 員
	農水産整備班	① 所管施設の被害状況の把握に関する事 ② 他班の協力支援に関する事	初動期の活動に加え、 ③ 水産関係の被害の把握に関する事 ④ 水産関係機関との連絡調整に関する事 ⑤ 所管する工事現場等の保全に関する事	初動期、応急活動期の活動に加え、 ⑥ 所管施設の災害復旧に関する事 ⑦ 水産関係の被害に関するり災証明等の発行に関する事 ⑧ 水産業の災害関連融資に関する事 ⑨ 水産業復興支援に関する事	2	職員 の半 数	全 職 員
	商工観光班	① 所管施設の被害状況の把握に関する事 ② 観光客等の帰宅困難者対応に関する事 ③ 他班の協力支援に関する事	初動期の活動に加え、 ④ 中小企業の災害関連融資に関する事 ⑤ 中小企業の経営相談に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続 ⑥ 所管施設の災害復旧に関する事	2	職員 の半 数	全 職 員
	企業立地雇用推進班	① 所管施設の被害状況の把握に関する事 ② 他班の協力支援に関する事	初動期の活動に加え、 ③ 中城湾港新港地区入居企業等の相談体制などに関する事 ④ 災害時の雇用確保対策に関する事	初動期、応急対策期の活動の継続	2	職員 の半 数	全 職 員

(出所) うるま市地域防災計画 地震・津波編-69

第9節 観光客等対策計画**1 実施担当**

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市が行う。

なお、避難計画の基本的な事項は「本編 第8節 避難計画」のとおりとする。

活動区分	関係する班	連携協力先
・避難情報の伝達	総務対策部全体統括班 経済対策部商工観光班	各観光施設責任者等
・避難誘導	消防対策部消防班	各観光施設責任者等
・避難収容	総務対策部全体統括班、 経済対策部商工観光班	各観光施設責任者等
・飲料水・食料等の供給	総務対策部全体統括班、 経済対策部商工観光班	各観光施設責任者等
・帰宅支援	総務対策部全体統括班、 経済対策部商工観光班	県、関係機関・団体等

2 避難情報の伝達及び避難誘導**(1) 市の役割**

市は、津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、市民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設に電話等により伝達する。

また、津波の到達予想時間に余裕がある場合には、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台などへの避難を呼びかける。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台などの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台などの安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(出所) うるま市地域防災計画 地震・津波編-137

3 避難収容

(1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

(2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

(3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4 帰宅支援

市は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(出所) うるま市地域防災計画 地震・津波編-138

■うるま市国民保護計画

本市は平成19年3月、住民の生命、身体及び財産を保護する債務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的に『うるま市国民保護計画』を策定している。

同保護計画においては、対象とする事態を武力攻撃事態・緊急処理事態と定めており、具体的な内容は、以下の通りである。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ・着上陸侵攻
- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・弾道ミサイル攻撃
- ・航空攻撃

(内容引用) うるま市国民保護計画 P.15

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

- ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(内容引用) うるま市国民保護計画 P.16

同保護計画では、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を各部署ごとに定めており、具体的な内容は、以下の通りである。

経済部	<ul style="list-style-type: none">・商工団体との連絡調整に関する事。・観光客への情報提供等に関する事。・農道、漁港、農業用ダムなどの管理に関する事。・家畜伝染病の予防、防疫に関する事。・農村公園の管理に関する事。
-----	---

(出所) うるま市国民保護計画 P.18

■新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画

本市は平成26年8月、新型インフルエンザ等の対策のため、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき『新型インフルエンザ等対策行動計画』及び「新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画」を策定している。

新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的としている。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備等のための時間を確保する。
 - イ 流行のピーク時の患者数等をできるだけ少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(出所) うるま市新型インフルエンザ等対策行動計画 P.3

- ② 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- ア 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- イ 事業継続計画^②の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(出所) うるま市新型インフルエンザ等対策行動計画 P.3

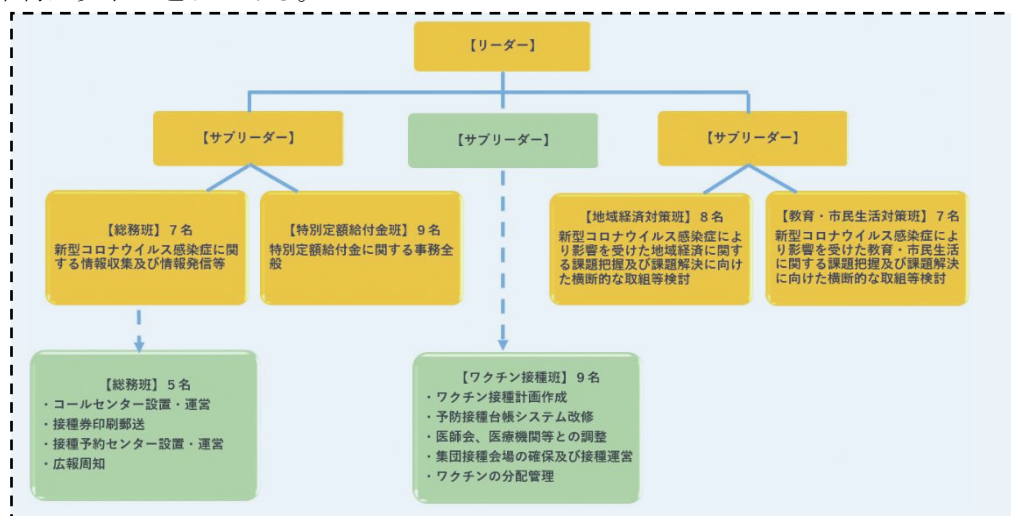
新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画においては、限られた人員、資機材等の資源を優先すべき業務に重点的に投入して新型インフルエンザ等の対応業務を着実に実施しつつ、必要な通常業務の継続を図るため、基本方針を定めており、具体的な内容は、以下の通りである。

- ① 住民の生命と健康を守ることを最優先とする。
- ② 住民生活を維持するために必要不可欠な業務を継続する。その他の業務は、可能な限り縮小・休止する。
- ③ 病原性の高い新型インフルエンザ等の対応を前提としつつ、新型インフルエンザ等の感染力、職員の欠勤率等の実際の流行状況に応じて弾力的に対応する。

(出所) うるま市新型インフルエンザ等対策のための業務継続計画 P.4

■新型コロナウイルス対策室

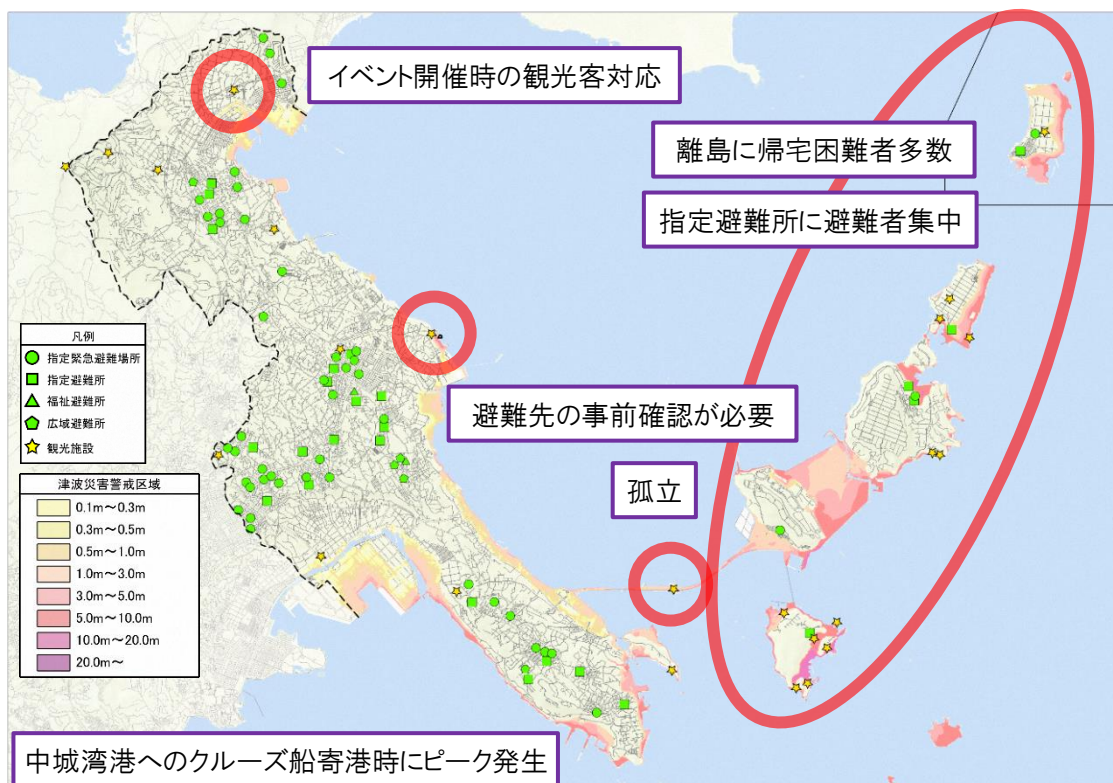
市民の生命及び安定的な生活を守るため、国の特別定額給付事業の速やかな実施及び地域経済や教育、市民生活支援等に関する取り組みを最優先・最重要施策として位置づけ、迅速かつ全庁的に同施策を推進していくため、プロジェクトチームが設置され、具体的な組織体制は以下の通りである。



(内容引用) うるま市新型コロナウイルス対策室資料

5. 本市における観光危機管理上の課題

- 本市の観光資源・集客施設は、市内全域に点在するとともに、各地域での集客を伴うイベントも数多くあることや中城湾港へのクルーズ船の寄港も想定され、また、修学旅行の受入も多いことから大規模災害発生時には**観光関連事業者が中心となり、観光客の所在把握・情報収集を円滑に実施することが必要**。
- 本市の主要な観光資源・施設である世界遺産勝連城跡や海中道路あやはし館等では、大規模地震の発生により施設自体が損壊する可能性があり、**観光客の安全確保**が求められる。また、指定緊急避難場所等から離れている観光施設は、**避難先や避難方法等の事前設定**が望まれる。
- 離島を含む沿岸部は、津波の浸水により建物倒壊、道路不通、火災、大規模停電、孤立等が発生することが予想されることから、**避難先、医薬品を含む備蓄物資等の確保が必要**。
- 観光客が帰宅困難者となる可能性は非常に高く、離島から本島、本市から那覇空港等への**移送手段の確保が必要**。
- 指定避難所では、市民と観光客の利用スペースを区分する等、指定避難所のキャパシティを考慮した**円滑な避難所運営**が求められる。また、外国人観光客とのコミュニケーションが困難となることが予想されるため、**多言語対応が必要**。



第3章 基本方針と取り組むべき対応

1. 観光危機管理の基本方針

観光危機管理は危機発生後の対応だけではなく、平常時から行う「平常時の減災対策 (Reduction)」、「危機対応への準備 (Readiness)」、危機が発生した際の「危機への対応 (Response)」、危機が収束した後の「危機からの回復 (Recovery)」の4段階 (4R) があり、時間の経過と共にとるべき対応が異なる。各段階における基本方針は、以下の通りとする。

【4つの基本方針】

基本方針 1	平常時の減災対策 (Reduction)
基本方針 2	危機対応への準備 (Readiness)
基本方針 3	危機への対応 (Response)
基本方針 4	危機からの回復 (Recovery)



2. 取り組むべき対応

基本方針における取り組むべき対応は以下の通りである。

基本方針 1 平常時の減災対策 (Reduction)	1-(1) 情報伝達体制の整備や安全・安心快適な観光地づくり
	1-(2) 避難誘導標識、海拔表示、安全マップの設置促進等による安全対策の充実・強化
	1-(3) 観光危機管理対策に関する知識等の普及・啓発
基本方針 2 危機対応への準備 (Readiness)	2-(1) 計画・対応マニュアル等の策定、危機対応・避難誘導訓練の継続的な実施
	2-(2) 観光客や観光関連事業者に観光危機情報等を提供する体制強化
	2-(3) 要支援観光客への情報発信
	2-(4) 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水等の備蓄の充実・強化
基本方針 3 危機への対応 (Response)	3-(1) 避難情報の伝達及び避難誘導
	3-(2) 観光客等の避難収容
	3-(3) 帰宅困難者対策
	3-(4) 被災した観光客の家族や関係者への対応
	3-(5) 観光危機対応に関する関係機関や市民の合成形成、クライシス・コミュニケーションの推進
基本方針 4 危機からの回復 (Recovery)	4-(1) 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置
	4-(2) 観光産業の早期復興を図る施策等の企画・実施、国内外の関係機関との連携強化
	4-(3) 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
	4-(4) 観光危機後の国内外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
	4-(5) 観光産業の早期復興・事業継続を図る緊急融資支援等の実施
	4-(6) 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施
	4-(7) 観光産業の復興に向けた域内需要喚起策等の実施

第4章 関係機関における対策

1. 平常時の減災対策(Reduction)

本市を訪れる観光客や、観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を想定し、観光危機による影響を低減するため、災害等の有事における観光客の安全確保について、民間の事業者や警察・消防機関とも連携し、迅速な対応を図る体制や手順、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理の普及・啓発等の施策を推進する。

(1) 情報伝達体制の整備や安全・安心・快適な観光地づくり

安全・安心・快適な観光地を目指すためには、減災対策として、平常時から情報伝達体制を整備していく必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

① 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備

うるま市	観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客に迅速かつ確実に伝達する体制を整備する。 観光危機時に県や他市町村と連携した帰宅支援や復興施策等を展開していくため、平常時からコミュニケーションツールの活用促進を図る。
観光関連団体	加盟事業者に対し、観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客に迅速かつ確実に伝達する体制の整備を促進する。
観光関連事業者	自施設等や、これらの施設周辺に滞在する観光客等に観光危機に関する情報を迅速かつ確実に伝達する体制の整備を図る。

② 避難場所・避難経路や避難誘導標識等の整備

うるま市	観光危機発生時に地域に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識等を設置する。
観光関連団体	加盟事業者に対し、観光危機発生時に地域に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導案内等の設置促進を図る。
観光関連事業者	観光危機発生時に自施設等や、施設周辺に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導案内等の設置を行う。

③観光施設等の耐震化促進

うるま市	市内宿泊、観光及び交通施設等の被害低減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設等の耐震化を促進する。
観光関連団体	観光危機による加盟事業者の被害低減や観光客の安全を確保するため、加盟事業者の施設等の耐震化を促進する。
観光関連事業者	観光危機による自施設等への被害低減や観光客の安全を確保するため、耐震化対策を図る。

(2)避難誘導標識、海拔表示、安全マップの設置促進等による安全対策の充実・強化

安全・安心・快適な観光地を目指すためには、減災対策として、平常時から避難誘導標識、海拔表示、安全マップの設置促進等による安全対策を充実・強化する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	国内・海外の観光客にも容易に判別できる避難誘導標識の設置、管理施設への海拔表示及び安全マップの掲示等とともに、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体、交通機関（タクシー、バス、船舶等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア等を利用して観光客等に周知する体制の充実・強化に努める。
観光関連団体	加盟事業者の施設等への避難誘導標識の設置、海拔表示及び安全マップの掲示等を促進するとともに、県、うるま市、OCVB、交通機関（タクシー、バス、船舶等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア等を利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。
観光関連事業者	宿泊、観光及び交通施設等への避難誘導標識の設置、海拔表示及び安全マップの掲示等を推進するとともに、県、うるま市、OCVB、観光関連団体等と連携して観光危機発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア等を利用して観光客等に周知する体制の充実・強化を図る。

【外国人観光客への配慮】

安全マップ及び避難誘導標識等への多言語表記により、地域に滞在する外国人観光客に向けて、観光危機管理に関する知識を普及・啓発する。

【高齢者や障がい者への配慮】

必要に応じて、音声案内や点字、光警報装置等、高齢者や障がい者に配慮した方法を検討する。

【観光防災 LED 大型ビジョン設置事業について（令和 3 年度実施）】

本市における交通量の多い道路に隣接する東照間商業等施設と健康福祉センターうるみに設置している。次年度以降は、本大型ビジョンを活用し、防災情報の発信、市の広報や広告を行っていく。

(3)観光危機管理対策に関する知識等の普及・啓発

安全・安心・快適な観光地を目指すためには、減災対策として、平常時から観光危機管理対策に関する知識等を普及・啓発する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	県と連携して、観光危機管理対策に関する知識等を普及・啓発するため、地域住民や観光関連団体、観光関連事業者等に対する説明会等の実施に努める。 防災教育については、防災担当課（危機管理課）との連携を推進する。
観光関連団体	県、うるま市、OCVB 等が開催する観光危機管理に関する説明会等へ積極的に参加し、加盟事業者の観光危機管理対策に関する知識等の普及・啓発を図る。
観光関連事業者	県、うるま市、OCVB 等が開催する観光危機管理に関する説明会等へ積極的に参加するとともに、観光危機管理対策に関する知識等を従業員等に周知する。

【本計画策定に向けた「うるま市観光危機管理勉強会」の実施】

本計画を策定するにあたって、市内観光関連団体及び観光関連事業者を対象とし、市観光振興課主催の「うるま市観光危機管理勉強会」を3回実施した。

第1回／令和3年9月7日WEB開催

観光危機管理の第一人者である高松正人氏（観光レジリエンス研究所代表）による講演。

第2回／令和3年11月26日開催

グループワークにて地震・津波発生時の対応確認。

第3回／令和4年2月22日開催

観光で本市を訪れる高齢者や障がい者への対応に関して、親川修氏（NPO法人バリアフリーネットワーク会議代表）による実践を交えた講演。

2. 危機対応への準備(Readiness)

観光危機管理計画やマニュアル策定の促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要支援観光客（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児連れ、妊婦等配慮が必要な観光客）への支援体制の強化、市内関係事業者と連携した備蓄の確保等の施策を推進する。

(1) 計画・対応マニュアル等の策定、危機対応・避難誘導訓練の継続的な実施

危機対応の準備として、計画・対応マニュアル等の策定、危機対応・避難誘導訓練の継続的な実施が必要である。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

① 観光危機管理計画の継続的な見直し

うるま市	観光危機発生時に、県、観光関連団体、観光関連事業者と連携して、迅速かつ円滑に観光危機管理体制を確立するため、地域の実情に応じた本計画の見直し等に努める。
------	--

② 対応マニュアル、業務継続計画の策定促進

うるま市	観光危機後の市内観光関連事業者の早期復興・事業継続を図るため、必要に応じて、観光危機に関する業務継続計画策定促進に向けた説明会等の開催に努める。
観光関連団体	対応マニュアル等の整備等を行うとともに、危機後の観光関連事業者の早期復興・業務継続を図る計画を策定する。
観光関連事業者	対応マニュアル等の整備等を行うとともに、危機後の早期復興・業務継続を図る計画を策定する。

③ 観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の継続的な実施

うるま市	観光危機を想定した市内観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を継続的に実施し、観光危機管理体制の充実・強化に努める。
観光関連団体	観光危機発生時における要支援観光客や夜間等の対応を想定した観光関連施設等における危機対応・避難誘導訓練を実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。
観光関連事業者	

【「逃げるバリアフリー」について】

災害時に高齢者や障がい者等を安全に避難させるための支援方法については、「逃げるバリアフリーマニュアル 改訂版」（発行：NPO 法人バリアフリーネットワーク会議）にまとめられている。マニュアルを活用して、平常時から研修や訓練を実施し、災害時の対応手順を事前に確認しておくことが望ましい。

(2)観光客や観光関連事業者に観光危機情報等を提供する体制強化

危機対応の準備として、観光危機情報等の提供体制を強化する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

①伝達体制の充実・強化

うるま市	観光危機に関する情報を地域に滞在する観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化に努める。
観光関連団体	観光危機に関する情報等を収集する体制や、加盟事業者と連携して、正確な観光危機情報を観光客等に迅速かつ確実に伝達する体制の充実・強化、施設の放送設備・拡声器等の伝達手段の整備を図る。
観光関連事業者	観光危機に関する情報等を収集する体制や、観光危機情報を迅速かつ確実に観光客等に伝達する体制の充実・強化、自社施設の放送設備・拡声器等の伝達手段の整備を行う。

②要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備

うるま市	観光危機に関する情報の迅速な広報・伝達体制の確保に努めるとともに、発信する情報が地域に滞在している観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備に努める。
観光関連団体	観光危機発生時における観光危機に関する情報が観光客等の迅速な避難誘導に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行う。
観光関連事業者	観光危機発生時における観光危機に関する情報が観光客等の迅速な避難誘導に結びつくよう、要支援観光客にも配慮した効果的な伝達内容の整備を行うとともに、従業員との連絡体制の強化及び避難誘導体制の整備に努める。

③伝達手段の多様化・多重化

うるま市	レンタカー、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化に努めるとともに、うるま市防災アプリ、ウェブサイト、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多様化・多重化に努める。
観光関連団体	レンタカー、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、加盟事業者と連携して、うるま市防災アプリ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多様化・多重化を促進する。
観光関連事業者	レンタカー、タクシー、バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達する体制の充実・強化を図るとともに、うるま市防災アプリ、ウェブサイト、ソーシャルメディア、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多様化・多重化を促進する。

④非常用通信手段の活用

うるま市	通常の通信回線が危機発生に伴う発信規制や回線障害等で使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備に努める。
観光関連団体	
観光関連事業者	

(3)要支援観光客への情報発信

危機対応の準備として、要支援観光客への情報発信ツール等を整備する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

①要支援観光客への情報発信ツール等の整備

うるま市	観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語等による安全マップやパンフレット等を作成・配布し、住民や市内観光関連団体、観光関連事業者への観光危機管理に関する知識の普及・啓発を図るとともに、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーション等を用いた情報発信ツール等の整備に努める。
------	---

観光関連団体	観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語等による安全マップや施設内の避難誘導標識等への外国語の併記、従業員等への観光危機管理に関する知識の普及・啓発を図るとともに、運行（運航）情報や避難情報等を確実に伝達するため、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーション等を用いた情報発信ツール等の整備を推進する。
観光関連事業者	観光危機発生時における要支援観光客の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、外国語等による安全マップや施設内の避難誘導標識等への外国語の併記、従業員等への観光危機管理に関する知識の普及・啓発を図るとともに、運行（運航）情報や避難情報等を確実に伝達するため、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーション等を用いた情報発信ツール等の整備を推進する。

②外国人観光客への情報発信

うるま市	<p>県、OCVB等と連携して、観光危機発生時における外国人観光客への避難誘導體制等の充実・強化を図るため、外国語通訳ボランティアの事前登録、活用体制の整備等や、専門的な資格や技能を有する者の把握に努める。</p> <p>また、情報発信ツールとして、既存のうるま市防災アプリを積極的に活用する。</p>
------	---

【音声翻訳機の整備について】

災害時には、被災した外国人観光客とのコミュニケーションが困難となることが予想されるため、各施設への音声翻訳機の整備を検討する。

(4)観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水等の備蓄の充実・強化

危機対応の準備として、観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水等の備蓄の充実・強化する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は次の通りである。

①観光客が安全に避難できる避難施設の充実・強化

うるま市	<p>地域における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を踏まえ、観光危機発生時に市内に滞在する観光客等が安全に避難できる避難施設や、観光関連施設の避難場所等を把握し、充実・強化に努める。</p>
------	--

②資機材の備蓄

うるま市	<p>観光危機発生時に地域に滞在する観光客等の安全や、うるま市観光産業の事業継続に必要な燃料、発電機等の資機材の備蓄状況を把握し、必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。</p> <p>観光バリアフリーの観点から、高齢者や障がい者等を支援する補助器具の備蓄についても検討する。</p>
------	---

③食料・飲料水等の備蓄

うるま市	<p>観光危機発生時に市内避難施設等に避難している住民や観光客等の被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具等の生活必需品、衛生用品の備蓄状況等を把握し、観光客等にも配慮した必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。備蓄の確保・調達など、近隣市町村との連携も図りながら計画的な取り組みを進める。</p> <p>島しょ地域については、大規模災害時に橋梁が寸断する可能性があるため、孤立を想定した備蓄を検討する。</p>
観光関連団体	<p>加盟事業者等と連携して、加盟事業者の施設や施設周辺等における観光客数及び繁忙期、旅行行動形態等の状況を把握し、観光危機発生時における加盟事業者の事業継続に必要な燃料、発電機等の資機材や、観光客等の被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具等の生活必需品、衛生用品の備蓄（7日分）の確保を促進する。</p>
観光関連事業者	<p>自施設や施設周辺等における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を把握し、観光危機発生時の事業継続に必要な燃料、発電機等の資機材や、観光客等の被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具等の生活必需品、衛生用品の備蓄（7日分）の整備に努める。</p>

3. 危機への対応(Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、生活必需品の供給、風評被害対策等の施策を推進する。

(1) 避難情報の伝達及び避難誘導(地震・津波への対応)

観光危機により危険な場所から避難する場合、観光客に対して避難情報の伝達及び避難誘導する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	<p>津波情報や避難勧告・指示等の避難情報を、市民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設に電話等により伝達する。</p> <p>又、津波の到達予想時間に余裕がある場合には、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台等への避難を呼びかける。</p>
観光関連事業者 (観光施設等)	<p>津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台等の安全な避難場所に誘導する。</p> <p>なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。</p>
観光関連事業者 (交通機関)	<p>津波情報や市の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル及びフェリーターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台等の安全な避難場所に誘導する。</p> <p>運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。</p> <p>なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。</p>

※地震・津波に限らず、危険な場所から避難する必要がある場合、各災害・危機の特性を踏まえて、上記の対応を実施する。

【避難情報の伝達について】

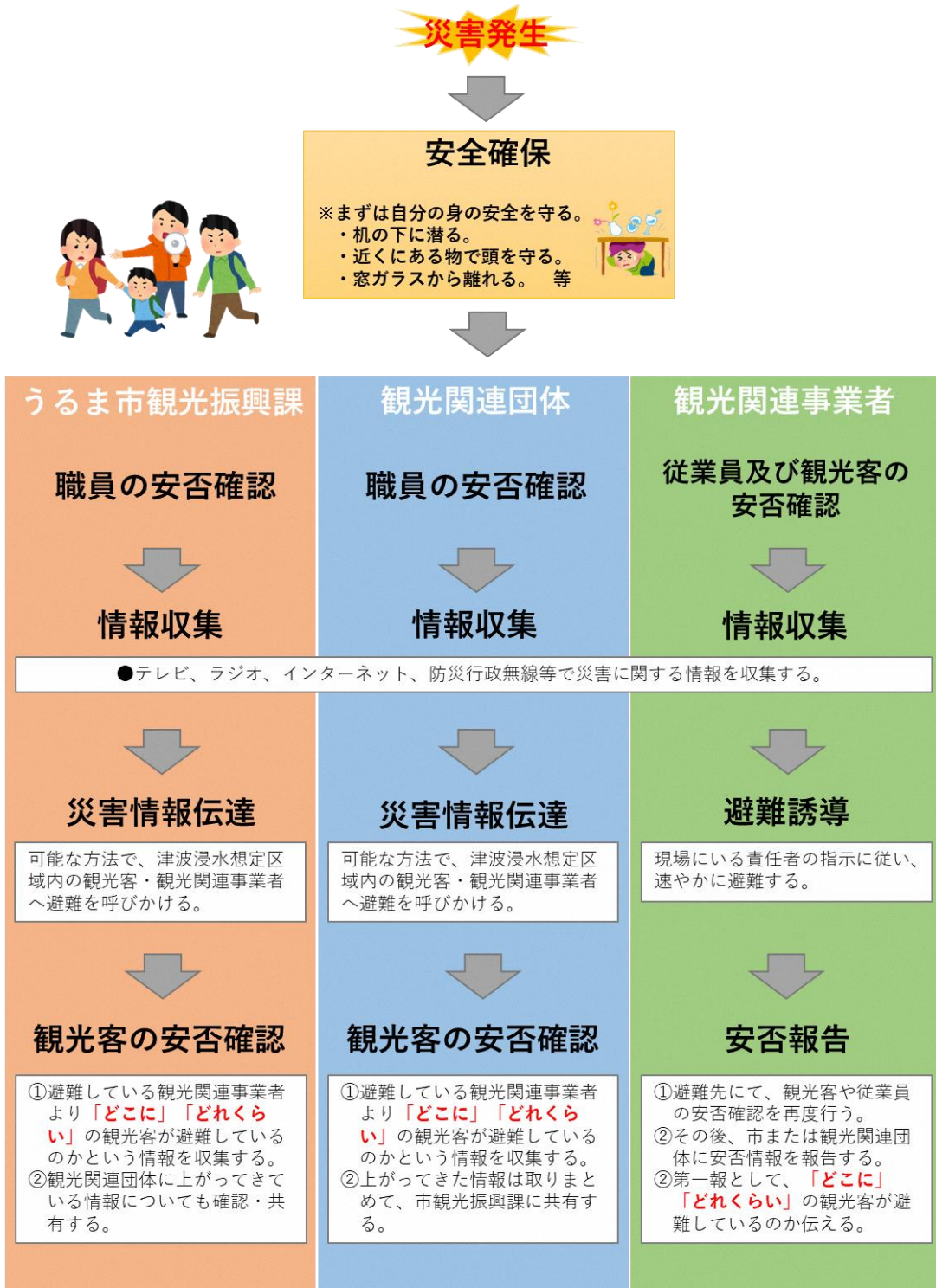
島しょ地域に衛星携帯電話を配備し、市危機管理課は月 1 回通信訓練を行っている。個別受信機は各小中学校、自治会、低地部に設置している。

限られた時間で効率的に避難を呼びかけるために、市観光振興課は浸水想定区域内の観光施設情報等を平常時から整理しておく。

【自主防災組織の避難誘導について】

災害時は、自主防災組織においても観光客を避難誘導する。

【地震・津波を想定した情報伝達等の流れ～イメージ図～】



(2)避難収容

観光危機発生時、観光客を安全な場所に避難収容する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

①収容場所の確保

うるま市	観光客等の避難状況を把握し、防災担当課（危機管理課）と調整のうえ、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、近隣市町村、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。
------	--

《「市内宿泊施設一覧」は資料編に掲載。》

②安否確認

うるま市	観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。
------	--

【主要観光施設の情報伝達経路】

施設名	情報伝達経路	備考
世界遺産「勝連城跡」 あまわりパーク歴史 文化施設	●指定管理者 ⇒文化財課、プロジェクト推進2課	
観光ターミナル（あま わりパーク内）	●現場責任者（うるま市観光物産協会） ⇒観光振興課	
あやはし館	●指定管理者⇒商工労政課 ●海の文化資料館（文化財課）⇒商工労政課	ロードパーク駐車場（観光振興課）
東照間商業施設	●入居企業⇒商工労政課	
うるマルシェ	●指定管理者⇒産業政策課	
石川多目的ドーム	●施設利用者⇒観光振興課	

③飲料水・食料等の供給

うるま市	市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を避難している観光客へ供給する。
観光関連団体	
観光関連事業者 （観光施設等）	

《市が整備している「観光防災備蓄状況」は資料編に掲載。》

(3) 帰宅困難者対策

観光危機により、交通機関が運休・欠航した場合、帰宅困難者となる観光客を対応する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

① 情報の提供

うるま市	本市及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、食料・飲料水等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。
沖縄県	

② 帰宅困難者対策

うるま市	本市及び県は、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客等が県内に滞留している場合は、観光客等の帰宅のために、バス、航空機及び船舶等での輸送について、国、(一社)沖縄県バス協会、航空会社等と調整を図り、帰宅困難者対策を計画する。 津堅島については、有限会社神谷観光との災害時における支援協定により、緊急派遣及び避難要請を行う。市内漁業協同組合との災害時における海上輸送協力協定について、今後協議・検討する。
沖縄県	
観光関連団体	帰宅困難となっている観光客の輸送及び操配業務などの対応業務に協力する。
観光関連事業者	

(4) 被災した観光客の家族や関係者への対応

被災した観光客だけでなく、その家族や関係者を対応する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	被災した観光客の家族や関係者へ地域の正確な情報提供や滞在中の必要な対応を行うとともに、外国人観光客等の要支援観光客にも配慮した情報発信・提供に努める。
観光関連団体	
観光関連事業者	

(5) 観光危機対応に関する関係機関や市民との合意形成、クライシス・コミュニケーションの推進

観光に対する風評被害を防ぐ観点から、正確な情報発信する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	<p>健康危機等への観光危機においては、復興に向けた観光誘客プロモーション等の活動自体が制限される場合があり、観光に対する風評被害を防ぐ観点から、正確な情報発信に努めるとともに、復興に向けた施策等についてメディア等を通じて地域住民の理解を促進する。</p> <p>観光危機発生後に、関係者間で危機に関する情報や認識を共有する場を設け、当面の対応方針や復興に向けた施策等への理解を促進する。</p>
観光関連団体	<p>団体加盟事業者の観光危機対策について、各種広報媒体を通じて正確な情報発信に努める。</p> <p>市との危機に関する情報や認識を共有し、当面の対応方針や復興に向けた施策等について、関係者への理解を醸成する。</p>
観光関連事業者	<p>観光危機対策について、各種広報媒体を通じて正確な情報発信に努める。</p> <p>市、観光関連団体と危機に関する情報や認識を共有し、当面の対応方針や復興に向けた施策等について、関係者への理解を醸成する。</p>

4. 危機からの回復(Recovery)

観光危機後の市内観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進する。

(1)観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置

観光危機後、観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	観光客の誘致促進や、地域の宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化に努める。
観光関連団体	観光客の誘致促進や、加盟事業者の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。
観光関連事業者	観光客の誘致促進や、自施設・経営等の早期復興・事業継続に向けた体制の充実・強化を図る。

(2)観光産業の早期復興を図る施策等の企画・実施

観光産業の早期復興を図るため、観光関連事業者の事業継続支援等を実施する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	観光危機の影響・被害から地域の観光産業の早期復興を図る観光誘客プロモーション活動等や、観光関連事業者の事業継続支援等の実施に努める。
観光関連団体	市と協力して、観光危機の影響・被害から地域の観光産業の早期復興を図る観光誘客プロモーション活動等や、観光関連事業者の事業継続支援等の実施をサポートする。

(3)観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施

観光危機後、観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施をする必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	<p>観光危機により被害を受けた地域の宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を国内外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施に努める。</p> <p>観光客の誘致に向けたプロモーション活動等の実施にあたっては、国内外の旅行市場の状況を踏まえた地域の観光プロモーション、テレビ・ラジオ、ウェブサイト、ソーシャルメディアなどを活用した情報発信、修学旅行・MICEの誘致対策、集客イベント等の様々な施策に努める。</p>
観光関連団体	<p>観光危機により被害を受けた加盟事業者の被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報の発信を行うとともに、県内外の観光関連団体等に対して、観光危機後の観光客の誘致に向けたプロモーション活動等に協力するよう働きかけを行う。</p> <p>加盟事業者に対して、県等の実施するプロモーション活動等への協力を促すとともに、加盟事業者と連携して観光客の誘致に向けた旅行商品の企画・造成等を促進する。</p>
観光関連事業者	<p>観光危機による被害状況や復旧状況などを収集・分析し、正確な情報を発信するとともに、県内外の観光関連事業者等に対して、観光危機後の観光客の誘致に向けたプロモーション活動等に協力するよう働きかけを行う。</p> <p>県等の実施するプロモーション活動等に協力するとともに、観光客の誘致に向けた旅行商品の企画・造成、販売促進活動等を推進する。</p>

(4)観光危機後の国内外への戦略的な情報発信等による風評被害対策

観光危機後、国内外への戦略的な情報発信等による風評被害対策を実施する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	観光危機により影響を受けた地域の宿泊、観光及び交通施設等の営業状況や復旧情報を収集、整理し、ウェブサイトやソーシャルメディア、報道機関などを活用して国内外の旅行市場に積極的に発信し、地域の観光産業の回復を広く周知するなど、風評被害対策に努める。
観光関連団体	観光危機により影響を受けた加盟事業者の営業状況や復旧情報をウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して国内外に積極的に発信し、加盟事業者の回復を広く周知するなど、風評被害対策を推進する。
観光関連事業者	観光危機により影響を受けた事業の営業状況や復旧情報をウェブサイトやソーシャルメディアなどを活用して国内外に積極的に発信し、風評被害対策を推進する。

(5)観光産業の早期復興・事業継続を図る緊急融資支援等の実施

観光産業の早期復興・事業継続を図るため、緊急融資支援等を実施する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	<p>観光危機で被害を受けた地域の観光産業の早期復興・事業継続支援等の実施に努めるものとする。</p> <p>又、県等と連携して、地域の観光関連事業者の事業継続を図るため、商工会、沖縄県商工会連合会、沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県信用保証協会等の協力を求めて、金融相談を行い、観光危機で被害を受けた地域の観光関連事業者に対する融資の指導、斡旋に努める。</p>
観光関連団体	観光危機で被害を受けた観光関連事業者等の早期復興・事業継続に必要な取組を推進する。
観光関連事業者	

(6)観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

観光危機により甚大な被害を受けた市内観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	県、OCVB、観光関連団体・事業者、政府系金融機関、民間金融機関等と連携して、観光危機により甚大な被害を受けた市内観光関連事業者の雇用継続及び観光人材育成等の支援に努める。
観光関連団体	観光危機により休業などに至った場合において、従業員の雇用を可能な限り継続するとともに、休業期間を利用して従業員の人材育成等を推進するなど、営業再開後のサービスレベル向上に努めるものとする。
観光関連事業者	

(7)観光産業の復興に向けた域内需要喚起策等の実施

段階的な需要回復に向けて、域内需要喚起策等を実施する必要がある。各団体における取り組むべき具体的内容は以下の通りである。

うるま市	段階的な需要回復に向けて、マイクロツーリズムの取組や商品券発行などの消費・需要喚起策を実施する。なお、実施にあたっては、県や近隣市町村等と連携した施策展開を推進する。 経済活動自体が制限される状況の場合は、被害状況に応じて、観光関連事業者への支援金などの給付にて経営を支援する。
観光関連団体	市が実施する域内需要喚起策等の広報や観光関連事業者の相談、支援等に努める。

第5章 観光危機管理体制

1. 観光危機管理体制の考え方

観光危機が発生した又は観光危機が発生すると考えられる場合、観光危機管理に係る体制を市内に設置する必要がある。危機の種類や段階により体制は変化するため、以下の考え方により各関係者による観光危機管理体制を設置する。

(1)本市の体制

災害等の発生に対し、本市の体制として、「うるま市地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」等の既存計画による対策本部等が設置された場合は、当該既存計画に基づく体制内での観光関連部署の役割として、観光危機管理に関する対応を経済対策部が行うものとする。

一方、市外・県外で発生した観光危機や風評被害等、既存計画による対策本部等が設置されていない場合は、本計画で定める観光危機管理体制を経済産業部に設置する。

同様に自然災害等への対応が収束し、既存計画による体制が解除され、観光産業にとって回復の段階となった場合も、本計画で定めるところの体制を設置し、対応にあたるものとする。

(2)観光関連団体、観光関連事業者の体制

市内の観光関連団体（うるま市商工会、うるま市観光物産協会）、観光関連事業者は、津波浸水想定区域の確認や避難場所、避難経路の把握等、日頃から観光危機への意識を持ち、観光危機に対応できる体制を構築する。

(3)国・県及び近隣市町村との連携

観光危機管理において、各種情報の収集や帰宅困難者への対応等、国・県及び近隣市町村との連携が必要となる。

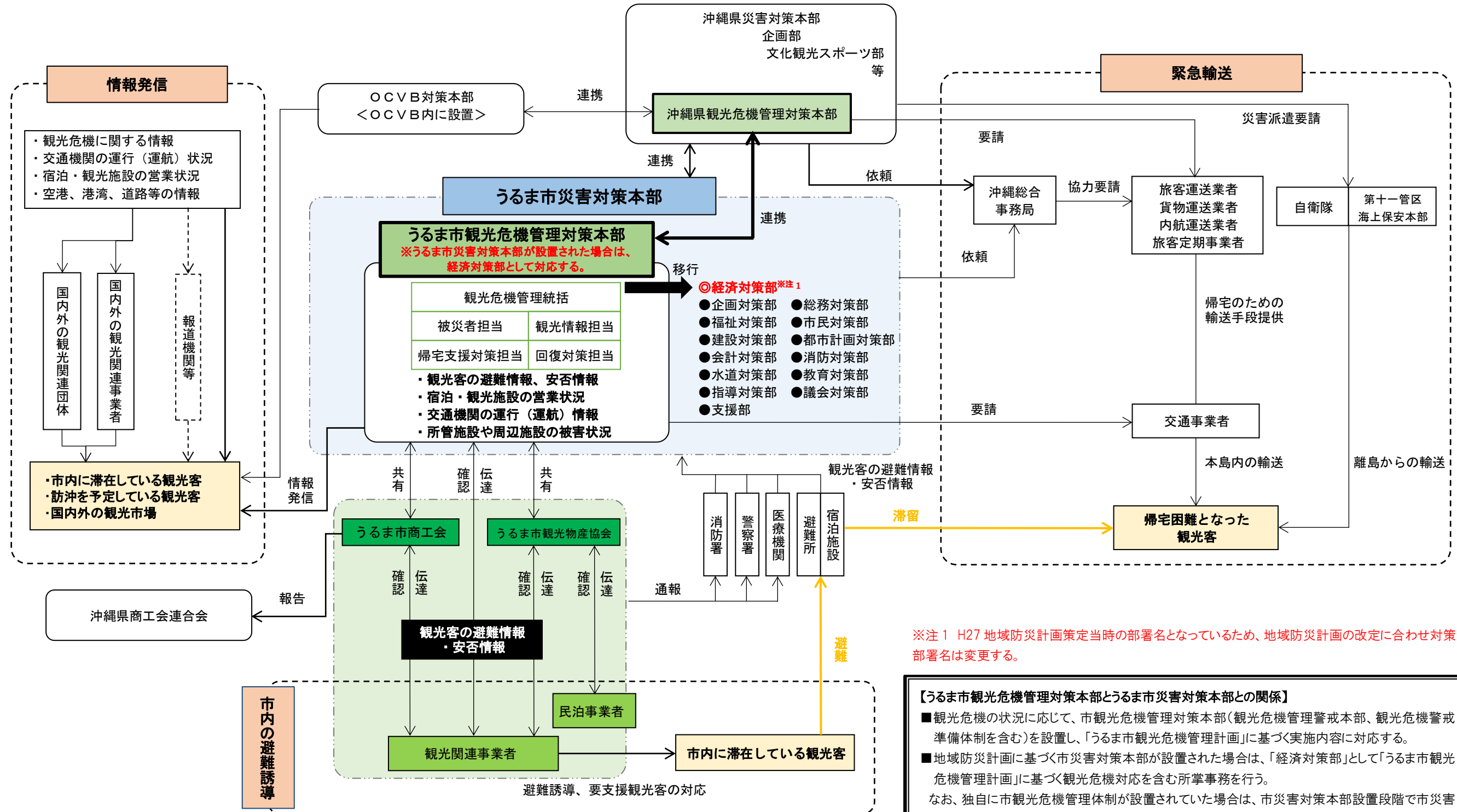
沖縄県観光危機管理基本計画には、県、市町村、沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）、観光関連団体、観光関連事業者の役割が示されており、平常時より関連する機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時に円滑な連携が取れるよう準備する。

2. 本市における観光危機管理体制

観光危機が発生した際、本市では次の体制により対応を行うこととする。迅速な対応が行えるよう、平常時から連携手法の確認や防災訓練等による体制の確認を行う。

うるま市観光危機管理体制

※自然災害を想定した場合



※注1 H27 地域防災計画策定当時の部署名となっているため、地域防災計画の改定に合わせて対策部署名は変更する。

【うるま市観光危機管理対策本部とうるま市災害対策本部との関係】

- 観光危機の状況に応じて、市観光危機管理対策本部（観光危機管理警戒本部、観光危機警戒準備体制を含む）を設置し、「うるま市観光危機管理計画」に基づく実施内容に対応する。
- 地域防災計画に基づく市災害対策本部が設置された場合は、「経済対策部」として「うるま市観光危機管理計画」に基づく観光危機対応を含む所掌事務を行う。

なお、独自に市観光危機管理体制が設置されていた場合は、市災害対策本部設置段階で市災害対策本部経済対策部へ移行する。

3. 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置

(1) 観光危機管理体制の設置について

市内に滞在する観光客の安全確保、地域の観光産業への被害を低減するため、市は観光危機管理体制を設置し、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者等と連携して、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。

なお、うるま市地域防災計画による災害対策本部などの既存計画による体制が設置されている場合には、当該体制内での観光関連担当部署の役割として対応を行う。

情報の収集・伝達については、観光危機管理体制の中で市観光振興課職員が主体的に担当する。必要に応じて、うるま市観光物産協会への協力要請等について検討する。

観光危機管理体制を設置した場合、市経済産業部内に「観光危機管理総括」「観光情報」「被災者対策」「帰宅支援対策」「回復」に対応する担当者を配置し、観光関連団体、観光関連事業者等と連携して観光危機への対応にあたる。その際の担当者の任命、配置、増減、移動の判断は経済産業部長が行うものとする。

役割	人員	所掌事務
観光危機管理 統括	経済産業 部長	「うるま市観光危機管理体制」の総括指揮及び庁内外の調整を行う。 ①観光危機管理体制の設置及び廃止に関すること ②他の既存対策本部（うるま市災害対策本部など）及び行政関係機関との連絡調整に関すること ③被害状況の総括に関すること ④県等への報告に関すること
(統括部署)	(担当課)	【※事案によって設置】①総括の所掌事務に関すること
被災者 対策担当	(1) 経済産業部 職員	【主に発災直後から】被災した観光客への対応を行う。 ①観光客の安否確認及び避難状況の把握に関すること ②被災した観光客への情報提供等に関すること ③被災した観光客への生活必需品供給に関すること
観光情報担当	(1) 観光振興課 職員	【観光危機が発生する恐れがある段階から】観光危機に関する情報収集、分析、共有を行う。 収集した情報は、観光危機管理統括へ報告する。 【主に発災直後から】観光関連団体、観光関連事業者等との連絡調整を行う。 ①観光産業の被害状況等の情報収集、共有に関すること ②観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること ③観光関連団体、観光関連事業者等との連絡調整に関すること
帰宅支援 対策担当	(1) 経済産業部 職員	【主に2日目以降】市内での帰宅支援を行う。 ①市内に滞留した観光客の情報収集及び帰宅困難者対策に関すること ②県と協力し、帰宅困難者対策に係わる国、(一社)沖縄県バス協会、航空会社等との連携・調整に関すること ③外国人観光客の帰宅困難者対策に係わる関係機関との連絡・調整に関すること
回復担当	(1) 経済産業部 職員	【主に2日目以降】観光産業の回復に係る事項を行う。 ①観光復興施策等の企画・実施に関すること ②観光産業の早期復興・事業継続支援策（金融支援相談など）に関すること ③観光産業の復興に向けた関係機関との連絡・調整に関すること ④観光復興プロモーション活動等の企画・実施に関すること ⑤県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者等と連携した観光客の誘致促進に関すること

(2)体制設置等の基準

本市は、観光客や観光産業の被害状況を収集、分析、共有する体制を設置し、市内の観光関連団体、観光関連事業者に対し、状況に応じて、市内に滞在する観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の指示を行う。

なお、体制設置に係る基準は以下の通りである。

①自然災害・危機の場合

ア 地震・津波への対応

設置体制	配備基準	実施内容
観光危機管理 警戒準備体制 (1人)	<ul style="list-style-type: none"> ●市域で震度4以上が観測したとき ●沖縄本島地方に津波注意報の発表があった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集、分析、共有 ●危機対応への準備
観光危機管理 警戒本部 (3人)	<ul style="list-style-type: none"> ●市域で震度5弱が観測したとき ●沖縄本島地方に津波警報の発表があった場合 ●観光客又は観光関連事業者に相当程度の被害が発生、又は発生したおそれがあり、県の組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●早期帰宅検討・対応 ●被害情報の収集・分析・共有 ●観光客への情報発信 ●避難誘導・安全確保
観光危機管理 対策本部 (全員)	<ul style="list-style-type: none"> ●市域で震度5強以上が観測したとき ●沖縄本島地方に大津波警報の発表があった場合 ●観光客又は観光関連事業者に甚大な被害が発生、又は発生したおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰宅困難者対策 ●観光産業の早期復興 ●事業継続支援 <p style="text-align: right;">等</p>

うるま市地域防災計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づき経済対策部としての役割を果たす。

イ 風水害等への対応

設置体制	配備基準	実施内容
観光危機管理 警戒準備体制 (1人)	<ul style="list-style-type: none"> ●本市に接近するおそれがある台風情報が気象台から発表された場合 ●暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、観光客又は観光関連事業者に身体的、物理的な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集、分析、共有 ●危機対応への準備
観光危機管理 警戒本部 (3人)	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨や洪水、暴風等の警報又は土砂災害警戒情報の発表があり、情報の収集及び避難対策等の必要があるとき ●台風の暴風域に入ることが予想される時 ●台風等による航空便及び船舶の欠航等で相当程度の滞留が発生した場合 ●暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、観光客又は観光関連事業者に相当程度の被害が発生し、市の組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合 <p>例) 県内主要交通機関が運行(運航)見合わせ 例) 市内に多くの帰宅困難者が滞留</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●早期帰宅検討・対応 ●被害情報の収集・分析・共有 ●観光客への情報発信 ●避難誘導・安全確保 ●帰宅困難者対策
観光危機管理 対策本部 (全員)	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨等の特別警報が発表され、情報の収集及び避難対策等の必要があるとき ●暴風、豪雨その他の異常な自然現象により、観光客又は観光関連事業者に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合 <p>例) 市内の主要観光関連施設に甚大に被害が生じ、回復の見通しが立たない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●観光産業の早期復興 ●事業継続支援等

うるま市地域防災計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づき経済対策部としての役割を果たす。

②人為災害・危機の場合

設置体制	配備基準	実施内容
観光危機管理 警戒準備体制 (1人)	●市内において、船舶事故等の人為災害・危機が発生した場合	●情報収集、分析、共有
観光危機管理 警戒本部 (3人)	●市内において、船舶事故、武力攻撃、テロ等が発生し、観光客又は観光関連事業者に相当程度の被害が発生、又は発生するおそれがあり、市の組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合 例) 観光施設内やイベント会場で爆発事故が発生 例) 不特定多数の人がいる場所で不審者が刃物を振り回す	●早期帰宅検討・対応 ●被害情報の収集・分析・共有 ●観光客への情報発信 ●避難誘導・安全確保
観光危機管理 対策本部 (全員)	●市内において、船舶事故、武力攻撃、テロ等が発生し、観光客又は観光関連事業者に甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合 例) 観光客の中にも、負傷者や死亡者が大勢確認される	●帰宅困難者対策 ●観光産業の早期復興 ●事業継続支援 等

うるま市国民保護計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づき経済部（経済産業部）としての役割を果たす。

③健康危機の場合

設置体制	配備基準	実施内容
観光危機管理 警戒準備体制 (1人)	<ul style="list-style-type: none"> ●新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合 ●県内未発生期 例) 日本への直行便がある国外で新型インフルエンザ等の感染症が発生 例) 県外で感染力の高い感染症が発生	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集、分析、共有 ●県内の発生に備えて体制の整備を行う
観光危機管理 警戒本部 (3人)	<ul style="list-style-type: none"> ●県内で新型インフルエンザ等の感染症患者が発生、感染が拡大しつつあり、観光客又は観光関連事業者に相当程度の影響が発生、又は発生するおそれがあり、市の組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合 ●県内発生早期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態） 例) 県内で新型インフルエンザ等の患者が確認される	<ul style="list-style-type: none"> ●被害情報の収集・分析・共有 ●観光客への情報発信 ●感染拡大防止 ●観光産業の早期復興 ●事業継続支援 等
観光危機管理 対策本部 (全員)	<ul style="list-style-type: none"> ●県内で発生した新型インフルエンザ等により、観光客又は観光産業に相当程度の被害が発生、又は発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合 ●県内感染期（県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で負えなくなった状態）～小康期（新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で留まっている状態） 例) 新型インフルエンザ等の感染拡大により、うるま市観光が大打撃を受ける	等

うるま市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づき経済部（経済産業部）としての役割を果たす。

④環境危機の場合

設置体制	配備基準	実施内容
観光危機管理 警戒準備体制 (1人)	<ul style="list-style-type: none"> ●観光客又は観光関連事業者に影響を与えるおそれがある海洋汚染等の環境危機が発生した場合 例) 周辺海域で大型船舶が座礁する 例) 県内で大気汚染が観測される	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集、分析、共有
観光危機管理 警戒本部 (3人)	<ul style="list-style-type: none"> ●海洋汚染等が拡大しつつあり、観光客又は観光関連事業者に相当程度の影響が発生、又は発生するおそれがあり、市の組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合 例) 周辺海域で大型船舶が座礁し、大量の石油が海へ流出する 例) 市内で大気汚染が観測される	<ul style="list-style-type: none"> ●被害情報の収集・分析・共有 ●観光客への情報発信
観光危機管理 対策本部 (全員)	<ul style="list-style-type: none"> ●海洋汚染等により、観光産業全体に相当程度の被害が発生、又は発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合 例) 市内沿岸部に石油が漂着し、海水浴客が激減する 例) 市内で継続して大気汚染が観測される	<ul style="list-style-type: none"> ●観光産業の早期復興 ●事業継続支援 等

うるま市地域防災計画等に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づき経済対策部（経済産業部）としての役割を果たす。

⑤市外・県外で発生した災害・危機の場合

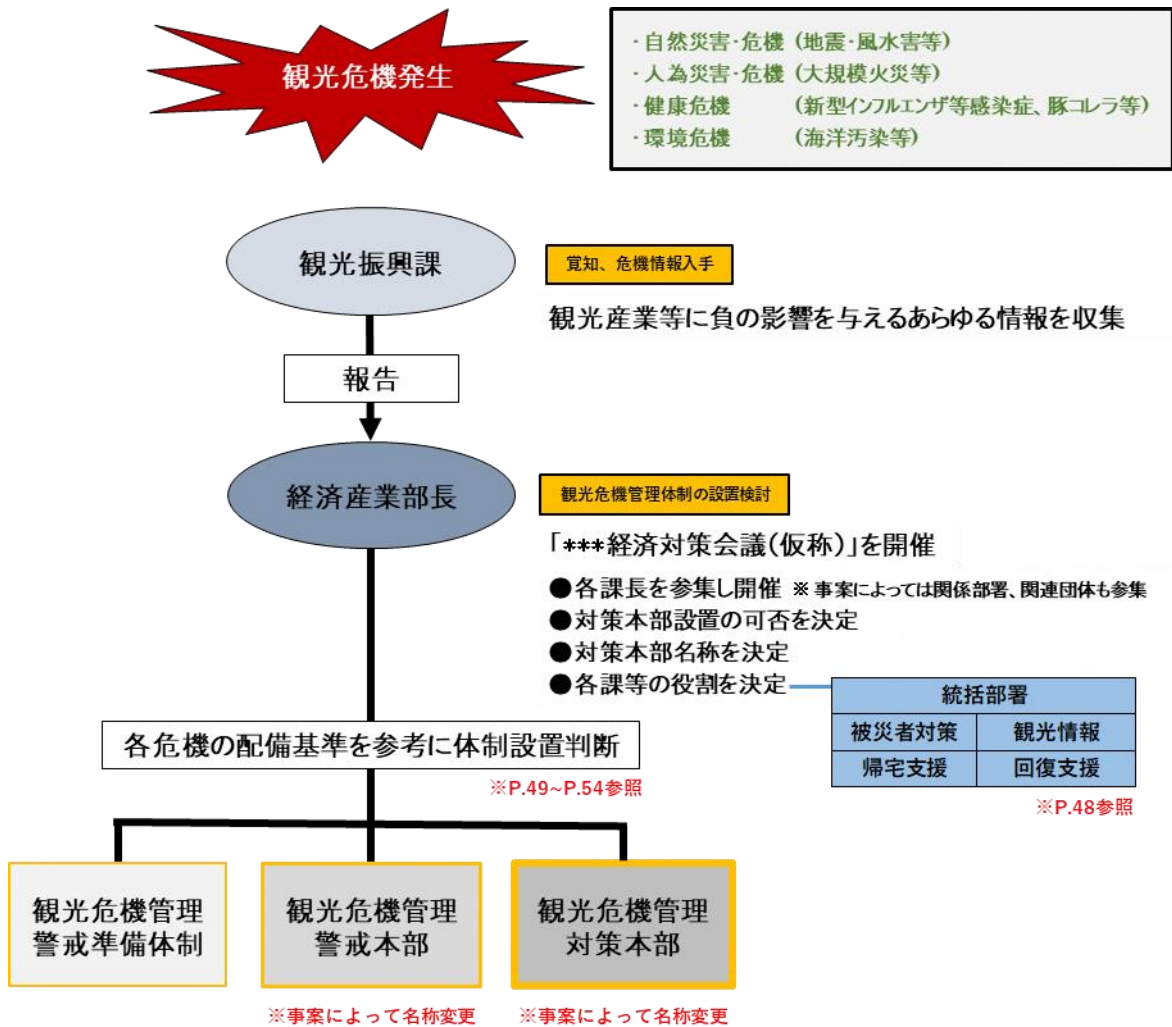
設置体制	配備基準	実施内容
観光危機管理 警戒準備体制 (1人)	<ul style="list-style-type: none"> ●うるま市観光は平常どおりであるにも関わらず、市外・県外で発生した観光危機に関する情報拡散によって、うるま市観光が不安・危険視される。うるま市への旅行自粛により、観光産業に相当程度の影響を与えるおそれがある場合 例) 日本国外の米国大使館、海外駐留米軍基地を標的とした大規模な同時多発テロが発生する 例) 県外で大規模災害が発生する	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集、分析、共有
観光危機管理 警戒本部 (3人)	<ul style="list-style-type: none"> ●観光客の予約キャンセル等が増加しつつあり、観光産業に相当程度の経済的損失が発生、又は発生するおそれがあり、組織的対応が必要、又は必要となることが想定される場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害情報の収集・分析・共有 ●観光客への情報発信
観光危機管理 対策本部 (全員)	<ul style="list-style-type: none"> ●修学旅行等団体観光客の予約キャンセル又は旅行延期等が相当規模に達し、観光産業に甚大な経済的損失が発生、又は発生するおそれがあり、その対策及び回復等を特に強化して対処する必要がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ●観光産業の早期復興 ●事業継続支援等

⑥対策本部の廃止

対策本部の廃止について、次の事項に従い経済産業部長が決定する。

- ア 観光危機の危険が解消したと認められるとき。
- イ 観光危機発生における応急措置が概ね完了し、対策本部による対策実施の必要がなくなったと認められるとき。

(3)体制設置までの流れ～イメージ図～



(4)フェーズごとの行動手順

【危機への対応時/地震・津波を想定した場合】



※フェーズごとの行動手順は、「うるま市地域防災計画」等との整合性を図る。

(5)うるま市地域防災計画とうるま市観光危機管理計画における役割の整合性

大規模な観光危機に直面した場合は、災害対策本部が設置されることが想定され、地域防災計画における役割を果たすことになる。地域防災計画には、観光客等対策計画が定められており、経済対策部（商工観光班）の活動内容が記されているが、内容が十分ではないため、地域防災計画の各活動区分と観光危機管理計画における各担当業務の整合性を以下に示し、災害対策本部が設置された場合においても各活動が途切れないようにする。

地域防災計画における 経済対策部（商工観光班）の主な業務	観光危機管理計画における 各担当の主な所掌事務
初動・応急対策期の事務分掌	
①所管施設の被害状況の把握に関すること	被災者対策 ①観光客の安否確認及び避難状況の把握に関すること ②被災した観光客への情報提供等に関すること ③被災した観光客への生活必需品供給に関すること
②観光客等の帰宅困難者対応に関すること	観光情報 ①観光産業の被害状況等の情報収集、共有に関すること ②観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること ③観光関連団体、観光関連事業者等との連絡調整に関すること
③他班協力に関すること	帰宅支援 ①市内に滞留した観光客の情報収集及び帰宅困難者対策に関すること ②県と協力し、帰宅困難者対策に係わる国、(一社)沖縄県バス協会、航空会社等との連携・調整に関すること ③外国人観光客の帰宅困難者対策に係わる関係機関との連絡・調整に関すること
④中小企業の災害関連融資に関すること	回復支援 ①観光復興施策等の企画・実施に関すること ②観光産業の早期復興・事業継続支援策（金融支援相談など）に関すること ③観光産業の復興に向けた関係機関との連絡・調整に関すること ④観光復興プロモーション活動等の企画・実施に関すること ⑤県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者等と連携した観光客の誘致促進に関すること
⑤中小企業の経営相談に関すること	
観光客等対策計画活動区分	
・避難情報の伝達	
・避難収容	
・飲料水・食料等の供給	
・帰宅支援	

※詳細はP.20-22を参照

※詳細はP.48を参照

第6章 計画の効果的な実現

計画の効果的な実現に向けては、平常時からの定期的な訓練、勉強会の実施による実際の観光危機対応等を踏まえて、観光危機管理に係る対応の実効性を検証し、迅速かつ的確な対応ができるように継続的な取組の実施、その都度計画の見直しを行う必要がある。

又、庁内関係各課、県、OCVB、観光関連団体等の計画との整合性を図る必要がある場合にも本計画の見直しを行い、うるま市観光危機管理体制の充実・強化を図っていく。

継続的な取組の実施に向けて、25頁で挙げた観光危機管理上の課題への対応策を以下にまとめ、対応目標を立て、観光振興課を主体として防災担当課（危機管理課）等と協議を回りながら、観光危機管理対策を推進していく。

課題	対応策	対応目標
1. 観光関連事業者が中心となる観光客所在把握・情報収集の円滑な実施	平常時から観光危機管理対策に関する知識等の普及・啓発に努める。	（観光関連団体及び観光関連事業者等を対象とした） 勉強会：毎年1回以上開催 訓練：毎年1回以上開催
2. 観光客の安全確保（避難先や避難方法等の事前設定）		
3. 医薬品を含む備蓄物資等の確保	観光客等にも配慮した必要な量の備蓄、又は観光危機時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。	・防災担当課（危機管理課）と観光客等に配慮した備蓄内容の協議及び防災備蓄倉庫の定期的な見直し
4. 帰宅困難となった観光客に対して、離島から本島、本市から那覇空港等への移送手段の確保	複数の移送手段を確保するため、市内漁業協同組合との災害時における海上輸送協力協定について、今後協議・検討する。	・市内漁業協同組合等との災害時における海上輸送協力について協議
5. 指定避難所のキャパシティを考慮した円滑な避難所運営	観光客等の避難状況を把握し、防災担当課（危機管理課）と調整のうえ、一時的に收容する施設を確保する。	・宿泊施設及び事業所等との災害時における施設提供について協議
6. 外国人観光客に配慮した多言語対応	安全マップ及び避難誘導標識等への多言語表記に努めるほか、各避難所への翻訳機器類の設置を検討する。	・多言語対応の避難誘導標識や安全マップの充実 ・各避難所等への翻訳機器類の設置 ※安全マップ R3 年度作成済

資料編

1. 避難情報報告様式

災害発生時に、迅速かつ的確に状況を伝達・整理するため、情報収集すべき項目については、使用する場面別で事前に整理しておく。

特に、「安否状況」や「避難状況」などについては、経過時間で情報の量や質が変わる。(例：初動で「どこにどれくらい観光客が避難している」→次のタイミングでは「どこにどのような観光客が避難している」)

次頁に観光関連事業者が、災害発生時に自らと観光客の安全を確保した上で安否状況を報告する「第一報様式」、指定避難所や利用可能な施設に避難している観光客の詳細な情報を報告する「第二報様式」を示す。

災害発生時には、それぞれの様式の内容について、市観光振興課は観光関連団体と協力して情報を収集し、観光客等に関する情報を取りまとめる。

宛

観光客等安否状況報告(速報)

報告日時		年 月 日 () 時 分
事業所名		
担当者名		
連絡先	メール	
	電話	
	FAX	

■避難場所

--

■安否状況

①観光客 計_____名		
日本人	外国人	うち負傷者
名	名	名
②従業員 計_____名⇒負傷者の有無 【 有 ・ 無 】		
③行方不明者の有無 【 有 (観光客_____名 / 従業員_____名) ・ 無 】		

■自施設の被害状況

被害の有無 【 有 (具体的に: _____) ・ 無 】

■配慮が必要な観光客

例)妊婦●名、車いす●名 等

避難者等名簿（観光客等）

避難所名			作成者		整理 番号	
整理 番号	氏名	現住所	性別	生年月日	連絡先	備考

※うるま市個人情報保護条例に則り、個人情報を適正に取り扱うこと。

観光客安否等報告書(第 報)

担当者			
市町村名		報告日時	年 月 日() 時 分
連絡先(電話)		連絡先 (Fax・Mail)	

■市町村の主な被害状況

--

■施設等の主な被害状況

--

■安否情報

	国内観光客	外国人観光客	負傷者	死亡者
男性	人	人	人	人
女性	人	人	人	人
計	人	人	人	人

■帰宅支援が必要な観光客

	国内観光客	外国人観光客
男性	人	人
女性	人	人
計	人	人

■配慮が必要な観光客

	避難行動 要支援者	乳幼児	アレルギー	ハラール	その他
国内観光客	人	人	人	人	人
外国人観光客	人	人	人	人	人

■上記にて避難行動要支援者およびその他の内訳

(妊婦 人、車いす 人、透析治療が必要 人 等)

2.指定緊急避難場所・指定避難所一覧

■指定緊急避難場所（一時避難場所）

	施設名	所在地	海拔	面積(m ²)	備考
1	交通安全公園	赤道 8-2	50m以上	2,001	
2	希望の広場	赤道 254-2	50m以上	1,247	
3	あだん公園	赤道 971-1	50m以上	2,302	
4	がじゅまる公園	赤道 502-39	約 49m	868	
5	ひまわり公園	赤道 578-80	50m以上	1,044	
6	スポーツ広場	赤道 175-2	50m以上	1,249	
7	宮里児童公園	宮里 330	50m以上	2,604	
8	さんかく公園	宮里 207-1	50m以上	758	
9	げんき公園	宮里 263-2	50m以上	724	
10	いーしぬめー公園	江洲 177	50m以上	2,500	
11	江洲中央公園	江洲 232	50m以上	2,500	
12	なかばる公園	江洲 301-1	約 49m	3,500	
13	喜屋武マープ公園	喜仲 4-1	50m以上	64,326	
14	喜仲児童公園	喜仲 2-836-3	50m以上	3,279	
15	上平良川公園	喜屋武 627-1	50m以上	5,121	
16	西原第一公園	西原 126	約 18m	6,954	
17	安慶名第一公園	安慶名 308	約 20m	3,000	
18	安慶名中央公園(城跡)	安慶名 1045	約 26m	44,000	
19	田場児童公園	田場 829	約 19m	8,737	
20	のびのび公園	みどり町 4-9-1	約 18m	3,345	
21	ビーバー公園	みどり町 5-17-1	約 15m	2,772	
22	みどり公園	みどり町 6-10-10	約 15m	3,127	
23	さくら公園	みどり町 6-9-1	約 17m	3,868	
24	昆布公園	昆布 1832-354	約 47m	14,490	
25	栄野比公園	栄野比 1006-1	約 28m	6,000	
26	東山ふれあい公園	石川東山 2-11-1	約 27m	4,000	
27	市民の森公園	石川東山 3259-262	50m以上	75,330	
28	あけぼの公園	石川曙 2-2838	約 21m	1,521	
29	長佐久公園	石川曙 2-2771	約 33m	1,196	
30	さくらんぼ公園	石川山城 1714	50m以上	1,505	
31	前原公園	石川東恩納 957-4	50m以上	1,838	
32	前原西公園	石川山城 785-1	50m以上	2,164	
33	わかば公園	石川東恩納 975-2	50m以上	1,700	

	施設名	所在地	海拔	面積(m ²)	備考
34	東恩納公園	石川東恩納 480-2	50m以上	1,493	
35	南風原第二公園	勝連南風原 4212	約 46m	1,105	
36	西原公園	与那城西原 803	約 46m	1,376	
37	与那城公園	与那城 197	約 44m	4,204	
38	平安名公園	勝連平安名 529-1	約 40m	1,225	
39	平安名第二公園	勝連平安名 345-2	約 36m	1,659	
40	内間公園	勝連内間 937	約 38m	1,354	
41	平敷屋公園(タキノー)	勝連平敷屋 3472	50m以上	5,337	
42	宮城中央公園	与那城宮城 170-6	50m以上	10,568	
43	津堅公園	勝連津堅 1542	約 28m	938	
44	平安座防災道路	集落背後の高台道路	約 20m		
45	石川青少年の家	石川 3491-2	50m以上		

■ 広域避難所

	施設名	所在地	海拔	面積(m ²)	備考
1	具志川総合グラウンド	大田 421	50m以上	56,100	具志川地域
2	具志川野球場	具志川 3500	50m以上	21,908	
3	具志川多種目球技場	大田 514	50m以上	12,513	
4	伊波公園	石川伊波 950-1	50m以上	12,145	石川地域
5	勝連総合グラウンド	勝連平安名 2713	50m以上	25,769	与勝地域

■ 指定避難所（収容避難所）（面積は延べ床面積、収容人数は目安※1）

	施設名	所在地	建築年	海拔	面積(m ²)	収容人数
1	あげな小学校 体育館	西原 151	H17	約 17m	1,131	390 名
	あげな小学校 校舎		S59		5,469	1,360 名
2	田場小学校 体育館	田場 713	H21	約 23m	1,232	430 名
	田場小学校 校舎		H24		7,374	1,840 名
3	兼原小学校 体育館	喜屋武 66	H20	50m以上	1,252	430 名
	兼原小学校 校舎		S57		6,907	1,720 名
4	中原小学校 体育館	宮里 731	H21	50m以上	1,262	440 名
	中原小学校 校舎		H21		7,359	1,830 名
5	赤道小学校 体育館	赤道 921	S57	50m以上	1,065	370 名
6	伊波小学校 体育館	石川伊波 287	H26	50m以上	1,255	430 名
	伊波小学校 校舎		H25		7,516	1,870 名
7	勝連小学校 体育館	勝連内間 1173	H12	約 37m	1,215	420 名

	施設名	所在地	建築年	海拔	面積(㎡)	収容人数
8	平敷屋小学校 体育館	勝連平敷屋 3850	H13	約 20m	1,081	370 名
	平敷屋小学校 校舎		S57		3,614	900 名
9	津堅小中学校 体育館	勝連津堅 1327	H6	約 16m	797	270 名
	津堅小中学校 校舎		H21		1,145	280 名
10	あげな中学校 体育館	安慶名 40	H18	約 17m	1,476	510 名
	あげな中学校 校舎		S60		6,854	1,710 名
11	具志川中学校 体育館	喜屋武 591	H24 改築	50m以上	1,400	490 名
	具志川中学校 校舎		H14		7,872	1,960 名
12	具志川東中学校 体育館	具志川 2803	S58	50m以上	1,286	450 名
	具志川東中学校 校舎		S56		6,345	1,580 名
13	伊波中学校 体育館※2	石川東恩納 993	S62	50m以上	1,320	460 名
	伊波中学校 校舎		S61		5,264	1,310 名
14	与勝中学校 体育館	勝連南風原 3615	H27	50m以上	2,396	830 名
	与勝中学校 校舎		H12		6,864	1,710 名
15	与勝第二中学校 校舎	与那城饒辺 153	S62	約 40m	3,133	780 名
16	旧伊計小中学校 校舎	与那城伊計 224	H10	約 18m	2,533	630 名
17	宮城地区集落総合管理施設 (池味公民館)	与那城池味 937	H18	約 25m	300	70 名
18	宮城児童館(宮城公民館)	与那城宮城 163	S60	50m以上	340	80 名
19	旧比嘉小学校特別教室棟	勝連比嘉 620	H9	約 45m	350	80 名
20	具志川高等学校 体育館	喜仲 3-28-1	S58	50m以上	2,353	820 名
21	前原高等学校 体育館	田場 1827	H15	約 15m	2,309	800 名
22	中部農林高等学校 体育館	田場 1570	H12	約 17m	1,737	600 名
23	具志川商業高等学校 体育館	みどり町 6-10-1	H22	約 17m	1,758	610 名
24	石川高等学校 体育館	石川伊波 861	H7	50m以上	1,513	520 名
25	与勝高等学校 体育館	勝連平安名 3248	H19	50m以上	986	340 名

※1 収容人数の考え方は、以下のとおりとする。

- ・体育館：面積の約7割を収容有効面積と考える。(トイレや玄関、また、講堂内においては通路や受付など、避難所を運営するうえで欠かせない機能を配置する必要がある)
- ・校舎：面積の約5割を収容有効面積と考える。(廊下やトイレ、玄関、職員室など、収容スペースには適さない部分を考慮)
- ・公民館施設：面積の約5割を収容有効面積と考える。(事務室や給湯室、トイレ、玄関など、収容スペースには適さない部分を考慮)

※2 伊波中学校体育館は、災害発生直後(1～2日程度)は指定避難所(収容避難所)とし、その後、状況に応じて石川地域の遺体安置所として使用するものとする。

■福祉避難所（面積は延べ床面積）

	施設名	所在地	建築年	海拔	面積(m ²)	備考
1	健康福祉センターうるみん	安慶名 488	H20	約 18m	7,572	
2	具志川ドーム	具志川 2336	H21	50m以上	4,479	

■津波避難ビル

	施設名	所在地	海拔	階層	備考
	指定なし				

3. 災害時における企業・事業所等との支援協定一覧表

企業・事業所名	協定年月日	支援内容
中部電気工事業共同組合	H20.6.30	避難所や対策本部の電気設備の応急復旧支援等
うるま市建設業者会	H20.6.30	道路等の応急復旧、障害物の除去その他支援
沖縄コカ・コーラボトリング(株)	H20.9.30	飲料水の提供
(株)ミリオン	H20.9.30	飲料水の提供
沖縄サンボッカ(株)	H20.9.30	飲料水の提供
(株)沖縄伊藤園	H20.9.30	飲料水の提供
(株)ジャバンビパレッジ	H20.9.30	飲料水の提供
沖縄カルピス販売(株)	H20.9.30	飲料水の提供
沖縄ペプシパレッジ(株)	H20.9.30	飲料水の提供
(株)琉仁カスタマサービス	H20.9.30	飲料水の提供
大塚製菓(株)	H20.9.30	飲料水の提供
大塚パナソニック(株)	H20.9.30	飲料水の提供
(有)神谷観光	H22.4.1	災害時における津堅島の住民等及び市等の災害対策要員の船舶による輸送協力
イオン琉球(株)	H23.7.29	一時避難所の提供、食料、生活物資等の提供など
石油基地自治体協議会	H23.7.12	災害対応に必要な物資の提供 災害対応に必要な人員の派遣 負傷者等の医療機関への受入れ 被災者の一時的な受入れ
岩手県盛岡市	H24.3.27	食料、飲料水、生活必需物資等の提供 応急措置等に必要な資機材の提供 職員の派遣や車両の提供など
(株)サンエー	H25.3.27	一時避難場所の提供 食料、生活物資等の提供など
(株)メイクマン	H25.3.27	一時避難場所の提供 応急措置のための物資の緊急提供など
ホテル浜比嘉リゾート	H25.10.25	一時避難場所の提供 災害情報の提供など
内閣府沖縄総合事務局	H26.9.11	災害情報を交換するための情報連絡員(リエゾン)の派遣
沖縄市	H26.11.11	食料、飲料水、生活必需物資等の提供 応急措置等に必要な資機材の提供 職員の派遣や車両の提供など
恩納村	H27.8.5	食料、飲料水、生活必需物資等の提供 応急措置等に必要な資機材の提供 職員のへ県や車両の提供など
沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会	H27.8.5	炊事用具一式、給湯器具一式、小型発電機の提供 各器材の運搬、設置、点検活動
FMうるま	H28.2.18	災害緊急放送の要請
沖縄県 26 市町村	H29.3.29	災害時における下水道施設の相互支援及び復旧支援協力
沖縄災害救助犬協会	H31.3.20	災害時における災害救助犬の出動
石川タクシー合名会社	R1.8.20	一次避難場所の提供、被災者の搬送
美星タクシー合資会社	R2.3.31	一次避難場所の提供、被災者の搬送
(株)ブルーラグーンオキナワ	R2.6.19	被災者の搬送・救助、資機材等の貸し出し
ヤフー株式会社	R2.6.22	災害情報の周知
昭和化学工業株式会社	R3.4.15	一次避難場所の提供、水道水・トイレ等の提供
株式会社デベロップ	R3.11.22	移動式宿泊施設等の提供

4.観光防災備蓄状況(令和2年時点)

品名	数量	備考
飲料水 500ml	2,100 本	※賞味期限の管理が必要
レトルト食	2,100 本	※賞味期限の管理が必要
毛布	230 枚	
トイレ(ラップボン)	12 台	
避難誘導メガホン	6 台	

■保管場所

- ①伊波小学校 ②比嘉小跡付近備蓄倉庫 ③宮城児童館付近備蓄倉庫 ④津堅小中学校
⑤伊計小中学校跡備蓄倉庫 ⑥与勝中学校

5.新型コロナウイルス感染症に係る各種事業【観光関連】 一覧表(令和2年度)

担当課	事業名	内容(概要)	連絡先
産業政策課	うるまエール【終了】	帰省自費やアルバイト収入減等により学業継続・生活基礎が不安定になった市内出身の学生に対し、本市特産品等を配送してエールを送ります。	産業政策課 098-923-7611
産業政策課	農水産物購入促進支援【終了】	うるま市産の農水産物にかかる発送料金を無料に致します。	産業政策課 098-923-7611
商工労政課	生活再建支援金給付事業【終了】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入が減少し、生活に困窮した者(福祉資金緊急小口資金特別貸付を利用し貸付認定を受けた方)に対して新型コロナウイルス感染症対策生活再建支援給付金として10万円を給付することにより、生活支援を行い生活基礎の安定化を図る。	新型コロナウイルスに関するコールセンター 098-923-7124
産業政策課	テイクアウト宅配支援事業【受付終了】	経済的な影響を受けている市内タクシー事業者等に対し、テイクアウト商品の宅配の費用を補助し、タクシー等需要の増加による経営基礎の安定化を図る。	産業政策課 098-923-7611
-	緊急小口資金【令和3年8月未まで】	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯へ、少額の費用の貸付を行います。	うるま市社会福祉協議会 098-973-5459
-	総合支援資金【令和3年8月未まで】	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯へ、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。	うるま市社会福祉協議会 098-973-5459
商工労政課	緊急雇用対策事業	新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化を受け、雇い止めや内定取り消しにあった市内在住の求職者を対象に、うるま市が会計年度任用職員として雇用し、感染拡大の影響により発生または増加した業務へ対応する。	商工労政課 098-923-7634
健康支援課	津堅島へのコロナ感染拡大予防の取り組み	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、平敷屋漁港での乗船時に検温等の健康診査を行います。	健康支援課 098-973-3209
納税課	市県民税・軽自動車税・法人市民税・固定資産税の徴収猶予等	新型コロナウイルス感染症の影響により、納税が困難となった場合における徴収の猶予等について、※減免においては今のところ、各税共に用意されておりません。	納税課 098-973-1099
健康支援課	医療体制確保事業【終了】	県立中部病院において、新型コロナウイルス感染症に対応する医師・看護師が不足できない状況であるため、その医療従事者の一時的な退避施設として、市内民間宿泊施設を借り上げます。	健康支援課 098-973-3209
商工労政課	融資支援金交付事業	新型コロナウイルス感染症関連の公的融資を受けた市内の中小・小規模事業者等へ交付金を支給します。	商工労政課 098-923-7634
商工労政課	専門家等活用支援事業【終了】	新型コロナウイルスの影響により、各種助成金の申請や相談などで税理士や社労士等を利用した際の費用を助成します。	商工労政課 098-923-7634
産業政策課	地域ものづくり事業所等支援事業【事業終了】	新型コロナウイルス拡大の影響により、防護マスク、消費用アルコール等が不足している現状において、新たに新型コロナウイルス感染症に係る製品を生産している市内事業所に必要な経費を助成することで製品の域内流通促進を図る。	産業政策課 098-923-7611
商工労政課	持続化給付金【終了】	感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、給付金を支給。	持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 IP 電話専用回線: 03-6831-0613
商工労政課	雇用調整助成金の特別措置	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、助成率を拡充。	沖縄県労働局 沖縄助成センター 098-868-1606
商工労政課	沖縄県雇用継続助成金(雇用調整助成金等の上乗せ助成)	県では、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として、国の雇用調整助成金等の支給を受けた事業主を対象に、事業主の負担となる休業手当について、一定の割合を上乗せ助成することにより、県内企業の負担を軽減し、雇用の維持を図ることを目的に、「沖縄県雇用継続助成金」を支給いたします。	グジョブ相談ステーション 098-941-2044
-	感染症拡大防止対策奨励金【終了】	県内の中小事業者等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するため、感染症拡大の影響や、県からの自衛要請等により経済的な影響を受けて事業活動による収入が減少している事業者で、感染症拡大防止対策を実施する事業者を対象に、「安全・安心な島づくり応援プロジェクト」奨励金を支給。	沖縄県感染症対策奨励金コールセンター 098-987-4507

担当課	事業名	内容(概要)	連絡先
産業政策課	ワーケーション推進事業	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う環境の変化に起因して、業績が悪化し、経営の維持向上に支障をきたしている地域内の観光業、宿泊業の利用拡大に繋げるため、ワーケーションを中心としたコロナ禍後の持続可能な戦略構築を、委託事業として推進する。	産業政策課 098-923-7611
産業政策課	経営多角化支援補助金【受付終了】	アフターコロナの新たな需要を取り込むため、市内企業が商品開発や新たなサービスを開始するための費用を補助する。	産業政策課 098-923-7611
観光振興課	飲食店等緊急支援金給付事業【受付終了】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的な影響を受けている事業者のうち市内で営業する日本標準産業分類に定める宿泊業、飲食サービス業事業者を対象に新型コロナウイルス感染症防止対策緊急支援金として、20万円を給付し、経済的支援を行うことで、経営基盤の安定化を図る。	観光振興課 098-923-7612
産業政策課	タクシー等事業者成援金給付事業【終了】	利用者が減少するなか、固定費等により経営が圧迫されているタクシー等事業者(法人タクシー、個人タクシー、運転代行事業者)に成援金を給付し、事業継続を支援する。	産業政策課 098-923-7611
産業政策課	タクシー事業者等支援事業「ちよとつと、ふらり、チケット」	新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている市内事業者を支援するための事業として、登録店舗(市内小売店・飲食店・サービス業等)をご利用いただいたお客様に対し、市内タクシーや運転代行で利用できるチケットを配布し活用してもらうことで、市内経済の活性化を図ります。	市商工会と勝本所 098-978-3168
都市政策課	路線バス事業者成援金給付事業	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の路線バス需要や売上げの回復が期待し難い中、市民の欠かすことのできない移動手段として運用を継続している路線バス事業者に対して、支援金を交付します。	都市政策課 098-923-7620
商工労政課	セーフティネット保障4号認定	セーフティネット保証(突発的災害事由)における指定地域に認定されたことによる保証。	商工労政課 098-923-7634
商工労政課	【沖縄県融資制度】 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対する中小企業セーフティネット資金の活用	新型コロナウイルス感染症を中小企業セーフティネット資金の対象災害と認定し、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業に金融支援を行う。	商工労政課 098-923-7634
商工労政課	危機関連保証	新型コロナウイルス感染症の影響により、全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、信用保証協会が通常の保証限度額およびセーフティネット保証の保証限度額とは別枠で借入債務の100パーセントを保証する制度。	商工労政課 098-923-7634
-	①農林漁業セーフティネット資金 ②農業経営基盤強化資金(スパー1-1 資金) ③経営休育成援化資金	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響が発生していること等を公庫が確認できた方	日本政策金融公庫の各支店 (本店フリーコール) 0120-154-505
商工労政課	沖縄県融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」【終了】	沖縄県では、沖縄県融資制度に新たに「新型コロナウイルス感染症対応資金(3年間実質無利子、無担保)」を創設し、新型コロナウイルス感染症で売上高等が減少した事業者の皆様に対する金融支援を行います。	お取引のある又は最寄りの取扱金融機関 又は商工労政課 098-923-7634
商工労政課	沖縄振興開発金融公庫による相談窓口及び特別貸付等	沖縄振興開発金融公庫では、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた事業者の皆様からの融資やご返済に関する相談窓口を開設しています。	沖縄振興開発金融公庫・中小企業資金/生業資金 098-941-1785
資産税課	中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税等の軽減制度	新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない理由で期限内に法人市民税の申告等ができない場合には、申請していただくことにより申告期限および納付期限を延長することができます。	生活衛生資金 098-974-1830
市民税課	法人市民税の申告期限等の延長	新型コロナウイルス感染症の発生拡大防止のための措置に起因して厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を2分の1又はゼロとする。	農林漁業資金 098-941-1840
商工労政課	うるま市プレミアム商品券事業【終了】	地域経済のV字回復を図るため、新型コロナウイルスの影響により打撃を受けた市内事業所を限定したプレミアム商品券を販売する。	返済に関するご相談 098-941-1815
産業政策課	新型コロナウイルス感染症に対する国の企業支援策	新型コロナウイルスによる企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を策定している。	資産税課 098-973-5394
-			市民税課 098-973-5382
商工労政課			商工労政課 098-923-7634
産業政策課			産業政策課 098-923-7611
-			経済産業省 HP より各問合せ窓口

担当課	事業名	内容(概要)	連絡先
農政課	農家経営安定化対策事業	市内農家の経営安定を図るため、収入保険加入経費の一部を補助する。	農政課 098-923-7607
農政課	農家緊急支援事業	市内産地の維持を図るため、花卉、繁殖用肉牛、養豚を生産している市内農家に対し、経費の一部を補助する。	農政課 098-923-7607
農水産整備課	漁業者への各種支援	漁業者への各種支援については、各所属漁業協同組合を通して申請していくこととなるため、所属漁協へお問い合わせください。	石川漁協 098-964-3187 勝連漁協 098-983-0003 南原漁協 098-978-6471 与那原町漁協 098-977-8510 石川支所 098-964-3104
商工労政課	雇用調整助成金についての相談窓口	県では、グジョブ相談センターにおいて、事業主向けに雇用支援に関する相談(助成金制度等)の窓口を設置しております。雇用調整助成金の説明や書類作成のアドバイス等について社会保険労務士が相談を受けておりますので、お気軽にお問い合わせください。	グジョブ相談ステーション 098-941-2044 うるま市ふるさとハローワーク 098-973-5614 グジョブ相談ステーション 098-941-2044
商工労政課	新型コロナウイルスに関する 中小企業・小規模事業者向け経営相談窓口	中小企業連連団体、支援機関等において「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者からの経営上の相談を受け付けています。	沖縄振興開発金融公庫 中部支店 098-989-6611 商工中金 那覇支店 098-866-0196 沖縄県信用保証協会 098-863-5300 沖縄県商工会連合会 098-859-6150 沖縄県中小企業団体中央会 098-860-2525 沖縄県よろず支援拠点 098-851-8460 中小機構 沖縄事務所 098-859-7566 沖縄総合事務局 経済産業部 098-866-1755
商工労政課	労働相談	新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設しており、新型コロナ感染症による労働相談に無料で応じております。	沖縄労働局 雇用環境・均等室 098-868-6060
産業政策課	キャッシュレス化推進事業 (販売終了)	接触機会が減少するキャッシュレス化を一気に推進するため、地域の経済団体等と連携した新しい仕組みづくりと取り組みを加速させるために必要な電子クーポン券を発行する。 ※利用可能期限：令和3年2月28日(日)まで	産業政策課 098-923-7611
勝連城跡周辺整備室	うるま市の魅力発信プロモーション事業	渡航自粛により低迷した観光産業の早期回復を図るため、うるま市が持つ、文化、歴史、自然などのほかには無い魅力を整理し、観光誘客の新たなコンテンツとして構築・発信・プロモーションを行う。	勝連城跡周辺整備室 098-923-7606
産業政策課	買物代行サービス事業 【終了】	経済的な影響を受けている市内タクシー事業者に対し、買物誘客(外出による感染のリスクが特に大きい高齢者等及び育児等により外出が困難な等)の買物等代りに要する費用を補助し、タクシー等需要の増加による経営基盤の安定化を図る。	産業政策課 098-923-7611
産業政策課	経営多角化支援事業 【終了】	新型コロナウイルス感染症の影響が広範な分野に及んでいる中、経営継続におけるリスクヘッジのため、自社が持つノウハウやシーズを活用し、多角化へ取り組み、事業者への支援を行う。	産業政策課 098-923-7611
商工労政課	「特給化給付金」沖縄県支援金 申請サポート窓口開設 【サポート窓口は終了】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的な影響を受けている事業者への支援策として、経済産業省(国)が実施する「特給化給付金」及び、沖縄県が実施する「感染症防止対策緊急支援事業(飲食店)」、「感染症拡大防止協力金」、「感染症防止対策支援事業(小売業等)」の手続き等が負担となり受け給が滞ることを防ぐため、うるま市とうるま市商工会にて申請サポート窓口を開設する。	うるま市商工会 与勝本所 098-978-3168 石川支所 098-964-3104
商工労政課	「沖縄県営業時間短縮協力金」申請サポート窓口 【完全予約制】【終了】	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的な影響を受けている事業者への支援策の「沖縄県営業時間短縮協力金」の申請手続き等が負担となり受け給が滞ることを防ぐため、うるま市とうるま市商工会にて申請サポート窓口を開設する。なお、感染症拡大防止を図るため、完全予約制とする。	うるま市商工会と勝本所 098-978-3168
商工労政課	通り会活性化支援事業 【終了】	各通り会が行う事業に対して事業支援を行う。 ※スタンパラリー	商工労政課 098-923-7634

6.新型コロナウイルス感染症に係る各種事業【観光関連】一覧表(令和3年度)

担当課	事業名	内容(概要)	連絡先
保護課	新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所に係る保護決定等の体制の強化を図る。	保護課 099-979-6552
障がい福祉課	日常生活支援体制構築事業	自宅では一人生活することが難しい障害者・障害児の介護者等(親族等)が新型コロナウイルス感染症で当該者・児の介護ができなくなった場合、日常生活支援を実施する協力事業所の確保を行うことで、介護者等が安心して入院または隠居療養できるような支援体制を構築する。 ②対象事業所に対する補助金	障がい福祉課 099-973-5452
納税課	公金収納自動化推進事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、市税等の収納をセルフ化(非対面処理)できる税金自動受付機を導入する。	納税課 099-973-1099
児童家庭課	要支援児童等世帯支援事業	新型コロナウイルス感染症により離職や勤務時間の減少などの影響を受けている要支援児童等世帯の生活維持を支援するため、特に食にたどり着けない世帯に対し、緊急かつ一時的に食料を届ける。	児童家庭課 099-973-4983 099-973-5041
児童家庭課	ひとり親世帯等生活安定給付金給付事業	新型コロナウイルス感染症による影響が高期化する中で、児童扶養手当を受給するひとり親等の生活の安定を図るため、児童扶養手当受給世帯に対し、支援金を給付する。	児童家庭課 母子父子係 099-973-4983
農政課	花き応援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、結露式や群露などが縮小したことにより消費が低迷している花井農家を応援するため、市内公共施設等へうるま市産の花きを展示・PRし、花井の担い手農家の離農防止を図る。	農政課 099-923-7607
産業政策課	農水産業振興支援事業	観光客が自前、飲食店の営業自前、イベント等の中止・延期の影響により、需要が減少している生産者の事業継続を図るため生産者への販売手数料助成及び消費者への輸送料助成を行い、農水産物の消費拡大を支援する。	産業政策課 099-923-7611
産業政策課	キャッシュレス化推進事業	新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、接触機会が減少するキャッシュレス化を一気に推進するため、地域の経済団体等と連携した新しい仕組みづくりと取り組みを加速させるために必要な電子クーポン券を発行する。	産業政策課 099-923-7611
産業政策課	タクシー事業者等支援事業	緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により飲食店の営業時間が短縮され夜間の利用や観光客の落ち込みがあるタクシー等事業者(法人、個人、介護、運転代行)を支援し、地域交通のインフラとしての役割を継続してもらう為、タクシーチケットを利用者に配布してタクシー利用を促す。	産業政策課 099-923-7611
商工労政課	中小・小規模事業者等支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、特に大きな影響を受けた事業者に対して、事業継続のために必要な事業全般に広く使える支援金を支給する。	商工労政課 099-923-7634
観光振興課	観光・物産事業者支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている、事業者の救済支援として、コロナ感染防止対策(対策機器等の導入)、うるま市の観光・特産品等の需要拡大キャンペーン(特典付きの宿泊プランの提供、市民限定で体験商品や特別価格で提供、市の特産品が当たるインスタグラムキャンペーン)、新たな販路形成(プレゼント、キャンペーン、リーフレット制作)を実施し、需要の回復を図るとともに、うるま市の観光地としての魅力をPR(キャンペーン告知、国内旅行博の出展)し、認知度向上、観光誘客拡大を図る。	観光振興課 099-923-7612
観光振興課	観光誘客促進PR事業	新型コロナウイルス感染症の終息後の訪客効果を高めると共に、地元産品の新たな販路形成へ繋げ、地域経済への波及による経営基盤の強化を図るため、5,000人以上を対象とした県外スポーツイベントでのウェルカム動画の放映と併せて、市産品のPRを目的とした販促商品の配布を行う。	観光振興課 099-923-7612
商工労政課	緊急雇用対策事業	新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化を受け、雇い止めや内定取り消し、離職を余儀なくされているまたは就職難に直面している市内在住の求職者の生活基盤の安定化を図るため、会計年度任用職員として雇う。	商工労政課 099-923-7634
産業政策課	地域ファンディング事業	IT関連産業集積のためのプロモーションを再構築し、新たな地域ブランディングを行うことで、新型コロナウイルス感染症を契機とした社会構造の変革において発生した需要を積極的に取り込んでいくことを目的とした企業誘致等を図る。	産業政策課 099-923-7611
学務課	うるま市立小中学校消毒及び換温等支援事業	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と子供たちの安全安心の確保と教員の負担軽減を図るため、市内公立学校で行う消毒作業及び換温作業に係る経費を補助する。	学務課 099-923-2159
学務課	学校保健特別対策事業費補助金	学校における感染症対策を強化するため、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応する事を支援する。	学務課 099-923-2159

担当課	事業名	内容(概要)	連絡先
学校給食センター	地元食材(品)利用事業	新型コロナウイルス感染症の影響で、生産や流通が減少している地元の学校給食用食材納入事業者や生産者の利活用を増加させることで支援し、安定的な学校給食事業が継続を図る。	
図書館	スライホー人読書支援・感染症拡大防止対策事業	図書に親しむ機会の維持・確保、在宅で過ごす時間を有意義にし、外出抑制につながり、電子書籍を導入する。	098-974-1112
健康支援課	津堅島新型コロナウイルス感染症拡大予防事業	医療体制が脆弱な津堅島への新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、平敷屋旅客待合所において定期船利用者に対し検温業務等を実施する。	098-973-3209
企画政策課	新型コロナウイルス感染症PCR検査体制強化事業	市内の感染症拡大を防ぐため、ドライブスルー方式のPCR検査センターを設置するとともに、沖浦県が実施する介護及び障がい関連施設職員向けのPCR検査事業との連携・強化を図る。	098-973-5005
商工労政課	給付金等サポート事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経済的な影響を受けている事業者への支援策として、国や沖浦県が実施する給付金等の申請手続き等のサポートを行う。	098-923-7634
商工労政課	通り会等活性化支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した市内の事業所及び7(セブア)コミュニティーズ(7通り会)の支援を行い、消費拡大と地域経済の活性化を図る。	098-923-7634
介護長寿課	高齢者入所施設への新規入所予定者等がPCR検査を希望した場合、無料で検査ができる体制を整備することで、高齢者等への新型コロナウイルス感染症拡大や重症化の防止を図る。	高齢者入所施設への新規入所予定者等がPCR検査を希望した場合、無料で検査ができる体制を整備することで、高齢者等への新型コロナウイルス感染症拡大や重症化の防止を図る。	098-973-3208
こども未来課	学童クラブ等職員へのPCR等検査事業	学童クラブ及び児童館に勤める職員のPCR検査を行い、子どもを預かる機能の確保に努める。	098-989-5313
文化財課	文化芸術振興費補助金	感染症対策を行い、来館者の安全と、安心して利用できる施設環境の整備を目的とし、来館者数の回復を図る。	098-923-7182
都市政策課	路線バス事業者応援給付事業	新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間の影響下においても、市民の移動手段として欠かせない路線バスの維持確保に向け、危機的状況に陥る路線バス事業者に対して支援金を給付する。	098-923-7620
介護長寿課	新型コロナウイルスワクチン接種移動支援事業(高齢者)	新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高く、本人による移動手段に欠ける可能性の高い65歳以上の要介護認定者(要支援1～要介護5)に対して、タクシーチケットを配布することで、新型コロナウイルスワクチンの接種場所への移動支援を行い、ワクチン接種率の向上を図る。	098-973-3208
保育幼権課	新型コロナウイルス感染症対策認可外保育施設保育料助成事業	認可外保育施設へ登園自費要請を行った際、登園自費要請に応じて認可外保育施設の利用を自願した保護者に対し、利用料を助成することで、感染症拡大の防止を図りつつ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた保護者の生活支援に繋げる。	098-973-5427
保育幼権課	保育対策事業費補助金	保育所において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要経費のほか、保育所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や保育所等の消毒に必要となる経費を補助する。	098-973-5427
教育支援センター	情報機器整備事業	新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言期間が長引き、学校の臨時休校等の措置も取られる中、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保証を両立するため、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末を活用した学習活動を円滑かつ継続して取り組めるよう、児童生徒使用端末の予備機を兼ねた教員用端末を整備する。	098-923-7158
産業政策課	経営多角化支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域企業の経営継続におけるリスクヘッジを図るため、自社が持つリソースやシーズを活用し、多角化へ取り組む事業者に対し必要な経費を助成する。	098-923-7611
産業政策課	市内事業者広視支援事業	新型コロナウイルス感染症流行の影響で、事業運営に深刻な打撃を受けた事業者を中心にコロナ禍後の経営基盤強化・回復・事業展開を支援するため、各視聴者層へ訴求できるメディアを活用したPR広聴の支援を行う。	098-923-7611
農政課	農家経営安定化対策事業	まん延防止重点措置期間や緊急事態宣言期間の長期化に伴い、地域の経済活動はこれまでに類を見ないほど停滞しており、市内農家の経営安定化を図ることを目的として、収入保険への加入を促進するため、経費の一部を補助する。	098-923-7607
こども健康課	感染症予防事業	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、BOPに係る必要な資機材を購入する。	098-989-0220

担当課	事業名	内容(概要)	連絡先
商工労政課	事業所改修等応援事業	新型コロナウイルス感染症流行期においても安定的に営業を継続できることを目的に行う。店舗及び移動販売車両等に係る改修工事等、備品整備、テイクアウト容器、消毒液等に対して、その費用を補助する。	商工労政課 098-923-7634
観光振興課	ちばりよ〜うるま！ 宿泊事業者応援金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内宿泊施設に対し、事業の継続・再開につなげるための応援金給付、及び本市でキャンプを行うトップスポート団体を受け入れる宿泊事業者に対し、宿泊費の補助を行う。	観光振興課 098-923-7612
産業政策課	県外進学学生応援うるまメール	新型コロナウイルス感染症の影響により、県省自費やアルバイト収入減等により学業継続・生活基盤が不安定となった市内出身の学生に対し本市特産品等を配送することによりメール(応援、声援)を送る。	産業政策課 098-923-7611
指導課	個に応じた放課後学習支援事業(小学校)	新型コロナウイルス感染症の影響で学級閉鎖や学年閉鎖が繰り返され、また濃厚接触者として自宅待機や感染への不安から登校できない児童生徒がおり、学習の遅れが懸念される中、学習の遅れが顕著な児童生徒の学習支援を図るため、支援員を配置し放課後を活用して補習を行う。	指導課 098-923-7120
指導課	個に応じた放課後学習支援事業(中学校)	新型コロナウイルス感染症の影響で学級閉鎖や学年閉鎖が繰り返され、また濃厚接触者として自宅待機や感染への不安から登校できない児童生徒がおり、学習の遅れが懸念される中、学習の遅れが顕著な児童生徒の学習支援を図るため、支援員を配置し放課後を活用して補習を行う。	指導課 098-923-7120
商工労政課	うるま市プレミアム付商品券事業	新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている地域経済の活性化を図るため、市内事業所等を限定したプレミアム商品券(プレミアム率 50%)を販売する	商工労政課 098-923-7634
こども未来課	新生児子育て世帯応援事業	新型コロナウイルス感染症拡大により市民生活に影響を受ける中、新生児の子育てをスタートさせる世帯の負担を軽減するための応援金の給付を行う	こども未来課 098-989-5313

7.観光関連事業者一覧

※「住所」:津波災害警戒区域内

NO	区分	事業者名	住所	電話	備考
1	サイクリング	海中道路マリン協会	<u>うるま市与那城屋平4番地先</u>	カモメのジョナサン: 090-9404-5225 ブルーラグーンオキナワ: 080-9141-5443	レンタサイクル
2	マリン体験	カモメのジョナサン	<u>うるま市与那城屋平4番地先</u>	098-974-4980 090-9404-5225	
3		ブルーラグーンオキナワ	<u>うるま市与那城屋平4番地</u>	080-9141-5443	
4		ブルースカイ	<u>海中道路ロードパーク周辺 (開催場所)</u>	098-942-3600	
5		マリンアイランド	<u>うるま市与那城屋慶名 1519-2(屋慶名港)</u>	098-989-1143	
6		ポポロポイント。	<u>うるま市与那城屋慶名405</u>	098-983-0000 090-9787-1006	
7	ビーチ	伊計ビーチ	<u>うるま市与那城伊計405番</u>	098-977-8464	
8		宇堅ビーチ	<u>うるま市宇宇堅644-3</u>	098-974-7772	
9	観光	ピオスの丘	うるま市石川嘉手刈 961-30	098-965-3400	植物園
10		CAVE OKINAWA	うるま市石川嘉手刈 479-1	098-964-4888	鍾乳洞
11	宿泊	Henza Getaway	<u>うるま市与那城平安座 8184-1</u>	090-2507-3436	
12		コテージ伊計海の唄	うるま市与那城伊計 471 番地	098-977-7565	
13		ISLAND RESORT 76	<u>うるま市勝連浜76番地</u>	098-923-1676	
14		トリップショットヴィラズ・ハマヒガ	<u>うるま市勝連浜247-5</u>	070-5489-3969	
15		宿&喫茶アガリメーajor	うるま市勝連平敷屋 3661 番地	050-5317-4813	喫茶店、宿泊
16		アンサ沖縄リゾート	うるま市石川山城 1468 番地	098-963-0123	
17		津堅島 民宿 神谷荘	うるま市勝連津堅 1472-4	098-978-3027	
18		うるまドーム	<u>うるま市与那城饒辺1007-7</u>	098-987-8909	
19		THE STELLA HAMAHIGA	<u>うるま市勝連比嘉53番地</u>	098-972-6555	
20		HIDEOUT OKINAWA URUMA	うるま市石川東恩納 1710-1	098-963-0600	
21		ホテル浜比嘉島リゾート	うるま市勝連比嘉 202	098-977-8088	
22		ココガーデンリゾートオキナワ	うるま市石川伊波 501	098-965-1000	
23		ホテルハーバー	うるま市平良川 94 番地	098-973-3720	
24		民宿 ゆがふの郷	<u>うるま市勝連比嘉1527番地</u>	098-977-8263	
25		413 hamahiga hotel&café	<u>うるま市勝連浜548-2</u>		

NO	区 分	事業者名	住 所	電 話	備 考	
26	飲食	島パーラー浜比嘉店	<u>うるま市勝連比嘉 104-4</u>	080-6489-5617		
27		好きやねんハルちゃん	うるま市塩屋 423-4	090-1516-9613	パーラー	
28		古民家食堂 ていーらぶい	<u>うるま市勝連浜 56</u>	098-977-7688		
29		具志川そば	うるま市大田 702-6	098-974-3523		
30		ブランジェリー カフェ ヤマシ タ BOULANGERIE CAFÉ Yamashita	<u>うるま市与那城平安座 425- 2_2F</u>	098-977-8250		
31		無化調 沖縄そば 帆掛きそ そば	うるま市字宇堅 7	098-973-3633		
32		やぎとそば太陽	うるま市石川 2 丁目 10-18	098-965-3133		
33		hinata café	うるま市字田場 274-1	098-989-3896		
34		肉や食堂 in へんざ	<u>うるま市与那城平安座 252</u>	090-8823-7130		
35		麺や偶もとなり石川店	うるま市石川 2490-26	098-953-9897		
36		麺家丸翔	うるま市勝連平敷屋 430-2	098-978-8922		
37		食堂 幸叶	うるま市字具志川 3030-1	090-3795-8543		
38		海の駅あやはし館	<u>うるま市与那城屋平 4 番地</u>	098-978-8830	特産品販売	
39		うるマルシェ	うるま市前原 183-2	098-923-3911	農水産品直売 所、レストラン、レ ンタル施設	
40		うるまジェラート	<u>うるま市与那城照間 1860-1</u>	098-978-8017		
41		珈琲豆焙煎工房グッドカンパ ニー	うるま市田場 1943-1	098-974-2002		
42		製造販売	農業生産法人(有)たいよう	うるま市字宇堅 135-1	098-973-3814	「ノニ」
43			株式会社海邦商事	<u>うるま市州崎 8-19</u>	098-938-2133	黒糖菓子
44			黄金茶屋(本店)	<u>うるま市与那城照間 1860-1</u>	080-9242-9604	
45			黄金茶屋(うるマルシェ店)	うるま市字前原 183 番地 2 うるマルシェ・フードコート「うる まテラス内」	080-9242-9604	
46	churana チュラーナ		うるま市石川 1-41-9	098-923-2901	アイスクリーム、 焼菓子	
47	otama		うるま市赤道 417	098-923-0103	ビスケット	
48	沖縄オーガニックフーズ株式 会社		うるま市豊原 39-1	098-989-3524	黒にんにく	
49	株式会社食のかけはしカンパ ニー		<u>うるま市勝連南風原 5192- 27</u>	098-939-2050	地元産食材を活 用したオリジナル 食品	
50	つけん島モズク事業協同組 合		<u>うるま市勝連南風原 1447-1</u>	098-978-1148		
51	株式会社黒糖本舗 垣乃花		<u>うるま市州崎 12-18</u>	098-921-2506		
52	有限会社名嘉眞製菓		うるま市昆布 1832-369	098-972-6010	ちんすこう	
53	合同会社海市水産		<u>うるま市与那城池味 1176-4</u>	098-977-7224		
54	株式会社松藤		もろみ酢工場 うるま市石川山城 469-1	098-964-6388		

NO	区 分	事業者名	住 所	電 話	備 考
55	製造販売	泰石酒造株式会社	うるま市字平良川 90 番地	098-973-3211	
56		有限会社神村酒造 蔵元直売店『古酒蔵(くーすぐら)』	うるま市石川嘉手苅 570 番地	098-964-7628	泡盛蔵見学
57		農業生産法人合同会社萌芽	うるま市勝連津堅 307 番地	098-855-5560	津堅島人参の生産・販売・加工
58		株式会社徳森養鶏場 (Gold Coast TAMAGOYA)	養鶏場:うるま市与那城饒辺 807-3 店舗:うるま市与那城饒辺 727-41	098-978-3031	
59		浜比嘉島の塩工房 高江洲製塩所	うるま市勝連比嘉 1597	098-977-8667	「流下式塩田」見学、塩作り体験
60		株式会社ぬちまーす	うるま市与那城宮城 2768	098-983-1140	ガイドによる製塩工場見学と「果報パンタ」などの散策、カフェ・レストラン
61		勝連漁業協同組合	うるま市勝連平敷屋 3821-18	098-983-0003	
62		うるま陶器	うるま市与那城屋慶名 405 上門店舗B	098-989-4950	
63		芭蕉布こもれび工房	うるま市具志川 1040	090-8409-3102	
64		エスティ工房	うるま市勝連南風原 3908 (勝連城跡休憩所前)	090-2362-9739	貝殻の工芸品、体験
65		琉球ガラス匠工房 石川本店	うるま市石川伊波 1553-279	098-965-7550	吹きガラス体験
66		紅型・デザイン工房 ten 天	うるま市勝連平安名 2836	098-978-7432	
67		池武当新垣三線店うるま店 (いちんとうあらかきさんしんてん)	うるま市喜屋武 485-3	0120-19-1348	
68		Gallery はらいそ	うるま市石川曙 1-9-24	098-989-3262	沖縄現代工芸
69		とんぼ玉工房 緑の風	うるま市勝連浜 103-3	098-977-7202	
70		オキナワプレッシング	うるま市与那城照間 232-5	098-927-6021	ウエットスーツの製造、販売
71		琉球歴史探訪社	うるま市上江洲 904-2	090-3797-3121	グスクの写真、DVD 販売
72	フェリー	有限会社神谷観光	うるま市勝連平敷屋 3784-21	098-978-1100	フェリー、民宿、マリン体験

NO	区 分	事業者名	住 所	電 話	備 考
73	その他	小さな島のフォトスタジオ	うるま市与那城伊計 73 番地	090-5938-3857	星空フォトツアー
74		介護旅行うるまファミリー	うるま市安慶名 2 丁目 20 番 19 号	098-923-3708	介護旅行、介護タクシー
75		命と平和の語り部 NPO 法人 石川・宮森630会	うるま市石川一丁目 2 番 20 号	090-8293-8615	平和学習
76		有限会社レキオツーリスト	うるま市みどり町 4-2-10	098-973-2002	旅行社
77		有限会社ステージングオキナワ	うるま市字喜屋武 251-1	098-974-3457	イベント運営
78		株式会社 NATION	うるま市与那城照間 1860-1 2F	098-978-5666	イベント制作
79		ゆいまーるラジオ 86.8MHz	うるま市石川赤崎 2-20-1 うるま市 IT 事業支援センター2 号館 FM スタジオ	098-965-6868	
80		ワイドーai プロ株式会社	うるま市字川崎 468 番地 107 号室	098-923-1132	映像コンテンツ業務
81		海中道路ロードパーク	うるま市与那城屋平 2		
82		プリントショップ ラボ みどり町店	うるま市みどり町 4-12-25	098-923-2570	オリジナルプリント Tシャツ
83	株式会社ジムキ文明堂	うるま市勝連南風原 4055	098-983-0090	オフィス家具、複合機	

(出所) <https://uruma-ru.jp/list/>

8.宿泊施設一覧

	エリア	施設名	住所	電話	客室数	収容人数
1	石川	ココガーデンリゾートオキナワ	うるま市石川伊波 501	098-965-1000	96	268
2		アンサ沖縄リゾート	うるま市石川山城 1468 番地	098-963-0123	123	256
3		THE GRATIAS HOTEL RESORT	うるま市石川曙 2-1-15	098-987-8544	19	62
4		ホワイトビーチイン石川	うるま市石川白浜 2-3-26	098-989-6644	4	16
5		HIDEOUT OKINAWA URUMA	うるま市石川東恩納 1710-1	098-963-0600	23	154
6		ホテル潮騒	うるま市石川白浜 1-11-15	098-964-2248	19	40
7		安間商店 民宿 酒の家	うるま市石川 2-25-11	098-964-2243	2	8
8		AMAWARI HOTEL	うるま市栄野比 794-8	098-989-7617	22	
9		民宿やすま	うるま市石川曙 2-3-1	098-964-2841		
10		Mr.KINJO in 石川インター	うるま市石川東山本町 1-3-1	098-923-1355	27	
11		沖縄県立石川青少年の家	うるま市石川 3491-2	098-964-3263	20	216
12	具志川	春日観光ホテル	うるま市宇赤道 179-1	098-973-1121	46	100
13		民宿ちねん&ゲストハウス憩	うるま市宇赤道 252-2	098-974-0292	15	31
14		ホテルハーバー	うるま市平良川 94	098-973-3720	12	22
15		Mr.KINJO in URUMA	うるま市田場 1100-1	098-923-1032	28	
16		HOTEL R9 The Yard うるま	うるま市塩屋 445-1	098-989-7184	34	68
17	与那城	URUMA DOME	うるま市与那城饒辺 1007-7	098-987-8909	9	18
18		観光ビジネスホテル平安	うるま市与那城平安座 2421-1	098-977-8230	23	46
19		ホテルへんざ	うるま市与那城平安座 8197	098-977-8412	30	
20		Henza Getaway	うるま市与那城平安座 8184-1	090-2507-3436	1 棟	
21		AJリゾートアイランド伊計島	うるま市与那城伊計 1286 番地	098-983-1230	84	346
22		コテージ伊計海の唄	うるま市与那城伊計 471 番地	098-977-7565	5	45
23		はなりびら	うるま市与那城伊計 90	098-977-8800	5	
24	勝連	宿&喫茶アガリメーჯョー	うるま市勝連平敷屋 3661 番地	050-5317-4813	1 棟	5
25		THE STELLA HAMAHIGA	うるま市勝連比嘉 53 番地	098-972-6555	1 棟	
26		ホテル浜比嘉島リゾート	うるま市勝連比嘉 202	098-977-8088	29	80
27		民宿 ゆがふの郷	うるま市勝連比嘉 1527	098-977-8263	11	20
28		413 hamahiga HOTEL&CAFÉ	うるま市勝連浜 548-2	098-983-1413	6	14
29		トリップショットヴィラズ・ハマヒガ	うるま市勝連浜 247-5	070-5489-3969	4 棟	12
30		ISLAND RESORT 76	うるま市勝連浜 76 番地	098-923-1676	1 棟	

	エリア	施設名	住所	電話	客室数	収容 人数
31	津堅島	神谷荘	うるま市勝連津堅 1472-4	098-978-3027		
32		南原旅館	うるま市勝連津堅 1198-8	098-978-6247		
33		民宿おうち -Ouchi-	うるま市勝連津堅 1524	080-6482-4340	1 棟	10
34		民宿つけん	うるま市勝連津堅 2625	098-978-3024		

(出所)「うるま市スポーツ合宿ガイドブック」 2020年2月発行

(出所)「うるまいろ ガイドマップ」 令和2年11月発行

(出所)「ガイドブック うるま」 2019年3月発行

(出所)「うるまいろ」うるま市観光物産協会 公式WEBサイト

参考資料

1. うるま市観光防災危機管理対策事業検討委員会

(1)うるま市観光防災危機管理対策事業検討委員会 実施経過

回次	年月日	検討内容
第1回	2020年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・観光危機管理計画の概要 ・うるま市地域防災計画における「観光客対応」について ・うるま市観光防災危機管理計画の策定方針
第2回	2021年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回勉強会及び避難訓練の報告 ・事業者向け対応マニュアル(案)の確認 ・うるま市観光防災危機管理計画(案)の確認

(2)うるま市観光防災危機管理対策事業検討委員会 委員名簿

役職	氏名(敬称略)	団体名及び職名
委員長	松岡 秀光	うるま市経済部 部長
副委員長	中里 和央	うるま市企画部 参事
委員	山川 哲男	沖縄県文化観光スポーツ部 観光政策課 課長
委員	照屋 美奈子	沖縄観光コンベンションビューロー 企画・施設事業部 企画課 課長
委員	松田 尊	うるま市観光物産協会 事務局次長
委員	伊波 仁	うるま市商工会 事務局長
委員	座喜味 達也	うるま市企画部 危機管理課 課長
委員	山城 孝	うるま市経済部 商工労政課 課長
委員	岸本 力	うるま市都市建設部 勝連城跡周辺整備室 室長 ※うるま市企画部 プロジェクト推進2課 課長
委員	宮城 紀章	うるま市経済部 観光振興課 課長

(3)うるま市観光防災危機管理対策事業検討委員会 設置要綱

〇うるま市観光防災危機管理対策事業検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 「うるま市観光防災危機管理対策事業検討委員会(以下「委員会」)」を琉球国際航業株式会社(うるま市より事業の運営を受託)に設置する。

(目的)

第2条 「うるま市観光防災危機管理計画」の策定にあたり、指導・助言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者で構成する。

2 委員会に委員長を1名置く。

(1) 委員長は、うるま市経済部 部長が務めるものとする。

(2) 委員長は、委員会の開催に当たって、その進行を行う。

(3) 委員長は、必要と認めるときは、委員を追加することができる。

3 委員の任期は、令和4年3月18日までとする。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、琉球国際航業株式会社が招集する。

2 委員会は、委員の過半数をもって開催することができるものとする。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長等の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。

5 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に招聘し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、琉球国際航業に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めのない事項については、委員長が委員に諮って定める。

附則 この要綱は、令和3年9月24日から施行する。